

電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備 に係る接続約款

実施 平成25年3月28日

目次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更	1
第3条 用語の定義	1
第2章 接続する設備の範囲	4
第1節 標準的な接続箇所	4
第4条 標準的な接続箇所	4
第2節 相互接続点	4
第5条 相互接続点を設置する目的	4
第6条 相互接続点の設置場所	4
第3節 接続対象地域	4
第7条 当社の接続対象地域	4
第4節 接続により提供する機能	4
第8条 接続により提供する機能	4
第8条の2 接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施	4
第3章 協定の締結手続き等	6
第1節 事前調査	6
第9条 事前調査の申込み	6
第10条 事前調査の受付及び順序	6
第11条 事前調査の回答	6
第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い	7
第12条 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い	7
第3節 接続申込み	7
第13条 接続申込み	7
第14条 接続申込みの取止め	7
第15条 接続申込みの承諾	8
第4節 接続用設備の設置又は改修の申込み	8
第16条 接続用設備の設置又は改修の申込み	8
第17条 申込みに必要な資料の提出	8
第18条 接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾	8
第19条 個別建設契約の締結	8
第20条 接続用設備の設置又は改修の変更等	8
第21条 完成通知	9
第22条 接続用設備の所有権	9
第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み	9

第23条	接続用ソフトウェアの開発の申込み	9
第24条	接続用ソフトウェアの開発の承諾	9
第25条	接続用ソフトウェア開発契約の締結	9
第26条	接続用ソフトウェアの開発の中止	9
第27条	準用	10
第28条	接続用ソフトウェアの所有権	10
第5節の2	開通システム等の利用の申込み	10
第28条の2	開通システム等の利用の申込み	10
第6節	瑕疵	10
第29条	瑕疵	10
第7節	更改等	10
第30条	更改	10
第31条	協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等	10
第32条	対象設備の除却又は転用	11
第33条	天災等の不可抗力による損傷	11
第8節	その他の工事の請求	11
第34条	その他の工事の請求	11
第35条	その他の工事の承諾	11
第36条	その他の工事に係る契約の締結	11
第9節	試験等の実施	11
第37条	試験の実施	11
第37条の2	移動無線装置に係る確認試験の実施	12
第4章	標準的接続期間	13
第38条	標準的接続期間	13
第5章	協定の締結・解除等	14
第39条	協定の単位	14
第40条	協定上の地位の移転又は承継	14
第41条	権利及び義務の譲渡	14
第42条	協定の変更	14
第43条	協定事業者が行う協定の解除	14
第44条	当社が行う協定の解除	14
第45条	協定の消滅	15
第6章	責務	16
第1節	責務	16
第46条	守秘義務	16
第47条	必要事項の通知	16
第47条の2	証明書類の確認	16
第48条	情報の提出	16
第48条の2	契約者数等の提出	17
第49条	相互協力	17
第50条	特定電子メールの取扱い	17
第50条の2	相互接続通信の管理方針	17
第2節	保守	17

第51条 維持責任	17
第51条の2 混信等の防止措置	17
第52条 協定事業者の切分責任	17
第52条の2 当社の通知責任	17
第3節 譲渡等の承認等	18
第53条 ローミングに係る譲渡の承認	18
第54条 第三者への債権譲渡等	18
第7章 接続形態	19
第55条 接続形態	19
第8章 重要通信の取扱方法	20
第56条 相互接続通信の切断	20
第57条 相互接続通信及び他社相互接続通信の制限	20
第58条 優先的に扱う通信の識別	20
第9章 接続等の一時中断、停止及び中止	21
第59条 接続の一時中断	21
第60条 接続の停止	21
第61条 接続の中止	22
第62条 工事又は手続き等の停止及び中止	22
第10章 料金等	23
第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用	23
第63条 料金等	23
第2節 接続料金の支払義務	23
第64条 従量制の網使用料の支払義務	23
第64条の2 定額制の網使用料の支払義務	23
第65条 網改造料の支払義務	24
第3節 工事費及び手続費の支払義務	24
第66条 工事費の支払義務	24
第67条 手続費の支払義務	25
第3節の2 ユニバーサルサービス料の支払義務	25
第67条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務	25
第3節の3 3Gチップの利用に係る費用の支払義務	25
第67条の3 3Gチップの利用に係る費用の支払義務	25
第3節の4 電話リレーサービス料の支払義務	25
第67条の4 電話リレーサービス料の支払義務	25
第4節 料金の計算及び支払い	26
第68条 従量制の網使用料の計算方法	26
第69条 定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法	26
第70条 通信時間の測定等	26
第71条 料金等の支払い	26
第72条 料金の一括後払い	26
第73条 期限の利益喪失	26
第74条 相殺	27

第75条 接続料金の遡及適用	27
第5節 請求金額に不符合がある場合の取扱い	27
第76条 請求金額に不符合がある場合の取扱い	27
第6節 債務の履行の担保	28
第77条 債務の履行の担保に係る協議申入れ等	28
第78条 債務の履行の担保	28
第7節 割増金及び延滞利息	29
第79条 割増金	29
第80条 延滞利息	29
第8節 債権譲受等	29
第81条 債権譲受	29
第82条 債権譲渡	29
第9節 端数処理	30
第83条 端数処理	30
第11章 技術的条件	31
第84条 技術的条件	31
第12章 損害賠償	32
第85条 責任の制限	32
第86条 解除等の場合の取扱い	32
第87条 トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い	32
第88条 免責	32
第13章 利用者への責任に関する事項	33
第89条 利用者料金の設定	33
第90条 利用者料金の請求	33
第91条 ローミングに係る特例	33
第92条 利用者料金の課金	33
第93条 利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応	33
第14章 当社の通信用建物等における取扱い	34
第94条 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い	34
第95条 接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り	34
第96条 工事等の制限	34
第15章 雑則	35
第97条 個別契約事業者に対する契約者情報の提供	35
第97条の2 接続の手続き等に関する情報等の提供	35
第97条の3 開通システム等に関する情報等の提供	35
第97条の4 開通システム又は3Gチップの機能及びその他の提供条件の追加等の情報	36
第98条 様式	36
第99条 承諾の限界	36
第100条 双務的条件	36
第101条 協議が調わない場合の取扱い	37
料金表	38
通則	38

第1表 接続料金.....	39
第1 網使用料.....	39
1 適用.....	39
2 料金額.....	39
第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料.....	39
1 適用.....	39
2 料金額.....	40
第2 網改造料.....	41
1 適用.....	41
2 料金額.....	42
2-1 算出式.....	42
2-1の2 対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額.....	42
2-1の3 複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、 一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額.....	43
2-2 年額料金の算定に係る比率.....	43
第2表 工事費.....	44
1 適用.....	44
2 工事費の額.....	44
2-1 工事費.....	44
2-2 算出式.....	44
2-3 2-2に適用する作業単金.....	45
第3表 手続費.....	46
第4表 その他の費用.....	47
第1 3Gチップの利用に係る費用.....	47
第2 開通システムの利用に係る費用.....	47

別表

1 接続により提供する機能.....	48
2 接続形態.....	51
3 様式.....	58

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第34条第2項の規定に基づき、当社の第2種指定電気通信設備と当社以外の電気通信事業者(以下「他事業者」といいます。)の電気通信設備との相互接続(以下「接続」といいます。)に関し、当社が取得すべき金額(以下「接続料」といいます。)及び接続条件についてこの接続約款(料金表及び技術的条件集を含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより他事業者との間で、当社の第2種指定電気通信設備との接続に関する協定(以下「協定」といいます。)を締結し、当社の第2種指定電気通信設備との接続を行います。

2 前項の規定のほか、当社は、当社の第2種指定電気通信設備との接続を円滑に行うための条件をこの約款に定めます。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、非指定電気通信設備について、接続料及び接続条件をこの約款に定める場合があります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、接続料及び接続の条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次表の左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
電気通信設備	事業法第2条第2号に規定する設備
第2種指定電気通信設備	事業法第34条第1項により指定された電気通信設備
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
相互接続点	当社と他事業者との間の協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
相互接続通信	相互接続点と契約者回線等との間の通信又は相互接続点相互間の通信(別表1(接続により提供する機能)に規定するMNP転送機能を提供する場合に限ります。)であって、当社の第2種指定電気通信設備を経由するもの
他社相互接続通信	相互接続通信に伴って協定事業者に係る電気通信設備において行われる通信
接続対象地域	相互接続通信を行うことができる地域
事務取扱所	相互接続に関する業務を行う当社の事務所
登録電気通信事業者	事業法第9条の登録を受けた者
届出電気通信事業者	事業法第16条第1項の届出を行った者
電気通信事業者	登録電気通信事業者又は届出電気通信事業者
中継事業者	中継網により相互接続点相互間の国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
携帯電話事業者	電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号)別表第3号又は第4号に規定する電気通信番号を用いて携帯電話サービス(以下「携帯電話サービス」といいます。)を提供する電気通信事業者
仮想携帯電話事業者	携帯電話事業者であって、当該携帯電話サービスに係る無線局を自ら開設(開

	設された無線局に係る免許人等の地位の承継を含みます。)しておらず、かつ、運用をしていない電気通信事業者
端末系事業者	利用者の使用する端末設備に接続する固定端末系伝送路設備(電気通信事業法施行規則(昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「電気通信施行規則」といいます。)第 14 条第 1 号イに規定するものをいいます。)を用いて国内電気通信サービスを提供する電気通信事業者
PHS 事業者	電気通信番号規則別表第 4 号に規定する電気通信番号を用いて PHS サービスを提供する電気通信事業者
国際系事業者	国際電気通信サービスを提供する電気通信事業者
IP 電話事業者	電気通信番号規則別表第 1 号又は別表第 6 号に規定する電気通信番号を用い端末系伝送路設備においてインターネットプロトコルにより音声伝送役務を提供する電気通信事業者
直収パケット接続事業者	第 4 条(標準的な接続箇所)の表中第 2 欄に規定する接続箇所において接続する電気通信事業者
個別契約事業者	契約者と書面等により個別に他社相互接続通信に係る契約を締結している協定事業者
協定事業者	当社と協定を締結している電気通信事業者
接続申込者	当社の第 2 種指定電気通信設備との接続の申込みを行う電気通信事業者(協定事業者及び協定の締結時に電気通信事業者となる見込みがある者を含みます。)
特定事業者	Wireless City Planning 株式会社
3G 通信サービス	当社の 3G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス(通信方式は DS-CDMA 方式に限ります。)
4G 通信サービス	当社の 4G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
5G 通信サービス	当社の 5G 通信サービス契約約款に基づいて提供する電気通信サービス
MVNO サービス	仮想携帯電話事業者が提供する電気通信サービス
契約約款	当社又は他事業者が、各々の利用者に対し提供する電気通信サービスの提供条件を規定する約款及び料金表
契約者	当社と当社の契約約款等に基づき契約を締結している者又は他事業者と他事業者の契約約款等に基づき契約を締結している者
利用者	当社又は他事業者が提供する電気通信サービスを利用する者
利用者料金	利用者に提供される電気通信サービスに対して利用者が支払うべき料金
役務区間合算料金	相互接続通信及び他社相互接続通信において、役務提供区間にかかわらず、当社又は協定事業者のうち特定の 1 の事業者が異なる電気通信事業者の役務提供区間を合わせて設定する利用者料金(通信料に限ります。)
役務区間単位料金	相互接続通信及び他社相互接続通信において、当社又は協定事業者が自己の役務提供区間ごとにそれぞれ設定する利用者料金
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって 1 の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域を含みます。)又は同一の建物内であるもの
契約者回線	当社の 3G 通信サービス契約約款及び 4G 通信サービス契約約款及び 5G 通

	信サービス契約約款等に定める契約に基づいて当社又は特定事業者の無線基地局設備と契約者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線
交換設備	多数の端末設備からの接続要求に応じて着信端末設備までの接続経路の設定を行う設備
中継交換機	3G 通信サービス、4G 通信サービス又は 5G 通信サービスの中継交換を行う当社の交換設備であって、当社が指定するもの
直収パケット交換機	3G 通信サービス、4G 通信サービス又は 5G 通信サービスにおいて、パケット通信を行うための交換設備であって、当社が指定するもの
伝送路設備	電気信号又は光信号を伝送する電気通信設備
回線終端装置	特定区間に設置される電気通信回線の終端の場所に設置される装置
移動無線装置	当社の 3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款等に定める契約に基づいて陸上(河川・湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。)において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置
対象設備	協定事業者が網改造料の負担を要する接続用設備又は接続用ソフトウェア
通信用建物	通信の用に供するための当社の建物であって、標準的な接続箇所を有するもの
契約者回線等	契約者回線及び当社が必要により設置する電気通信設備
契約者回線番号等	当社の音声伝送役務を提供する際に契約者回線ごとに付与する番号
特定電子メール	特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平成 14 年法律第 26 号)第 2 条第 2 号に規定する電子メール(特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第二条第一号の通信方式を定める省令(平成 21 年総務省令第 85 号)本則第 2 号に規定する通信方式に限ります。)
番号ポータビリティ	利用者がサービスの提供を受ける電気通信事業者を変更した場合において、利用者に付与された当該サービスに係る電気通信番号を変更することなく、変更後の電気通信事業者(以下、変更前の電気通信事業者を「移転元事業者」、変更後の電気通信事業者を「移転先事業者」といいます。)のサービスの提供を受けること
携帯電話・PHS 番号ポータビリティ	電気通信番号規則別表第 4 号に規定する電気通信番号を使用する携帯電話サービス及び PHS サービスに係る番号ポータビリティ(以下「MNP」といいます。)
消費税相当額	消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)及び同法に関連する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
3G チップ	契約者識別番号(契約者を識別するための数字等組み合わせをいいます。)その他の情報の小型記憶装置であって、当社が定める仕様により接続申込者に貸与するもの

第2章 接続する設備の範囲

第1節 標準的な接続箇所

(標準的な接続箇所)

第4条 当社の第2種指定電気通信設備と他事業者の電気通信設備との標準的な接続箇所は、次のとおりとします。

標準的な接続箇所	内 容
(1) 中継交換機の伝送装置	中継交換機間伝送路設備の間に設置される伝送装置の当社配分架の他事業者側コネクタ
(2) 直収パケット交換機の接続装置	直収パケット交換機に接続された接続装置と接続される他事業者の電気通信設備の当社側端子

第2節 相互接続点

(相互接続点を設置する目的)

第5条 当社及び接続申込者は、当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。

2 第4条第2号を標準的な接続箇所とする場合にあっては、前項の規定に代えて、当社、特定事業者及び接続申込者は、当社、特定事業者又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社、特定事業者と接続申込者との固定資産及び保守の分界点とするために相互接続点を設置するものとします。また、当社及び特定事業者は連携して電気通信役務の提供責任を負うものとし、それぞれの電気通信設備における接続点を電気通信役務の提供責任並びに固定資産及び保守の分界点とします。

(相互接続点の設置場所)

第6条 当社及び接続申込者は、当社の第2種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続にあたり、第4条(標準的な接続箇所)に規定する接続箇所において相互接続点を設置するものとします。

ただし、当社及び接続申込者は第12条(相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い)に規定するところにより、標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置することがあります。

第3節 接続対象地域

(当社の接続対象地域)

第7条 当社は、事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域を当社の接続対象地域とし、その一部の地域のみを対象とした接続は行いません。

第4節 接続により提供する機能

(接続により提供する機能)

第8条 当社は、接続により別表1(接続により提供する機能)に掲げる機能を提供します。

(接続により提供する機能の休廃止の円滑な実施)

第8条の2 別表1(接続により提供する機能)(基本接続機能)に規定する機能を休廃止しようとするときは、当社は当該機能を利用する協定事業者に対して、機能を休廃止する1年前までにその情報を対面等説明(事業法施行規則第23条の9の7第1項に定める説明をいいます。以下、この条において同じとします。)により提供するものとします。(併せて、代替措置の提案等、他の電気通信事業者が必要な対応を行うための措置の実施についても行うこととします。)

2 前項に規定する機能の休廃止に関する情報を当該機能を利用する協定事業者提供し、その協定事業者と協

議が調った場合は、前項の規定にかかわらず、情報の提供から 1 年未満で当社は当該機能を休廃止することがあります。

3 当社が休廃止する予定の機能について、接続申込者から当該機能を新たに利用する旨の意思表示があったときは、当社は速やかに当該機能の休廃止に係る情報を対面等説明により提供します。この場合において、当社は接続申込者との協定の締結又は変更をもって、事業法第 34 条の 2 に定める周知を行ったこととします。

4 前 3 項の規定にかかわらず、当該機能を現に利用する協定事業者がいない場合は、当社は速やかに当該機能を休廃止することがあります。

第3章 協定の締結手続き等

第1節 事前調査

(事前調査の申込み)

- 第9条** 当社は、接続申込者が、当社の第2種指定電気通信設備とその接続申込者の電気通信設備との接続等を申し込む場合は、その接続等の可否、接続可能時期、当社の第2種指定電気通信設備の設置又は改修の要否及びその接続に係る概算費用の算定等の検討(以下「事前調査」といいます。)を行います。
- 2 接続申込者は、別表3(様式)様式第1の事前調査の申込書(以下「事前調査申込書」といいます。)を、当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。
- 3 接続申込者は、事前調査申込書に、接続の概要、接続を希望する時期、希望する相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの予測トラフィック、接続の技術的条件及び当社に協力を要する事項等を記載するものとします。
- 4 当社は、接続申込者から請求があるときは、事前調査申込書に記載する必要がある事項に係る情報を当社は事務取扱所において、提供するものとします。

(事前調査の受付及び順序)

- 第10条** 当社は、事前調査申込書に必要事項が記載されていることを確認した時をもって、事前調査の申込みの受け付けとします。
- 2 当社は、事前調査の申込みを受け付けたときは、接続申込者に対して、受付年月日等を別表3(様式)様式第2の書面により通知します。
- 3 当社は、事前調査の申込みが複数ある場合であって、それらの申込みが、同一の接続開始希望時期又は同一の通信用建物内に設置されている設備への接続であるときは、申込みを受け付けた順序に従って事前調査を行います。

(事前調査の回答)

- 第11条** 当社は、事前調査申込みの受け付け後1ヶ月以内に、接続の可否及び費用負担の有無をその接続申込者に別表3(様式)様式第3の書面により通知します。
- ただし、特別の事情があるときは、申込みを受け付けた日から1ヶ月を超えて回答する場合があります。
- 2 当社は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備(ソフトウェアを含みます。以下同じとします。)の設置又は改修の必要がないと判断した場合には、前項に規定する通知と併せ、接続可能時期及び第34条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合はその概算額及びその内訳を通知し、これをもって事前調査の回答とします。
- 3 当社は、事前調査において当社の第2種指定電気通信設備の設置又は改修が必要であると判断した場合には、第1項に規定する通知に加え、事前調査申込みの受け付け後4ヶ月以内に、接続可能時期及びその第2種指定電気通信設備を設置又は改修(第34条(その他の工事の請求)に規定する工事がある場合は、その工事を含みます。)するために必要となる概算額並びにその内訳等を書面により通知し、これをもって事前調査の回答とします。
- 4 前項の規定にかかわらず、その第2種指定電気通信設備の設置又は改修の規模が大きい場合には、前項に規定する接続可能時期等の通知は、4ヶ月を超えることがあります。この場合においては、その通知をもって事前調査の回答とします。
- 5 当社は、接続可能時期が第38条(標準的接続期間)に規定する標準的接続期間を著しく超える場合には、その理由を書面により接続申込者に通知します。
- 6 当社は、第9条(事前調査の申込み)の規定により接続申込者から申し込まれた接続の代替的な接続方法があると判断した場合には、第1項、第1項及び第2項、又は第1項及び第3項の回答と併せて、代替的な接続方法並びに当該接続方法に必要な概算額及びその内訳等を書面により通知します。
- 7 接続申込者が事前調査の回答を受けた後1ヶ月以内に第13条(接続申込み)に規定する接続申込みを行わないときは、当社が行った事前調査の回答は、その効力を失います。

- 8 第1項、第3項又は第4項の場合において、接続申込者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、各項に規定する期間に含まれないものとします。

第2節 相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い

(相互接続点を標準的な接続箇所以外の箇所に設置する場合の取扱い)

- 第12条** 当社は、接続申込者から当社の通信用建物等に相互接続点を設置する申込みがあった場合であって、その相互接続点を設置しようとする箇所が第4条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所と異なるときは、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定できるものとします。
- 2 当社は、接続申込者から当社の通信用建物等と異なる場所に相互接続点を設置する申込みがあった場合は、その接続申込者と協議の上、相互接続点を設置する場所を決定できるものとします。
- ただし、次の各号に該当するときは、その場所に相互接続点を設置できません。
- (1) 当社又は接続申込者の契約者に対する電気通信役務の提供責任並びに当社と接続申込者との固定資産及び保守の分界点が明確となる方法により接続がなされないとき。
 - (2) 第三者が容易に立ち入ることができない場所等安全性及び信頼性が確保された場所に相互接続点が設置されないとき。
 - (3) 相互接続点の設置が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。
 - (4) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- 3 接続申込者は、前項の規定により相互接続点を当社の通信用建物等と異なる場所に設置する場合は、相互接続点を設置する場所を確保することを要します。

第3節 接続申込み

(接続申込み)

- 第13条** 接続申込者は、事前調査の回答を受けた後1ヵ月以内に、別表3(様式)様式第4の書面により、当社に対し、回答書の内容に基づく接続等の申込みの意思表示(以下「接続申込み」といいます。)を行うものとし、当社は、その書面の受け付けをもって接続申込みの受け付けとします。
- 2 接続申込者は、前項に規定する接続申込みを行う場合において、第11条(事前調査の回答)に規定する当社からの事前調査の回答結果により、第2種指定電気通信設備の設置又は改修を要するときは、前項の接続申込みと併せて、次の各号に規定する申込みを行うことを要します。
- (1) 第16条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する当社の第2種指定電気通信設備(ソフトウェアを除く。)の設置又は改修を要する場合
第16条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する当社の接続用設備の設置又は改修の申込み。
 - (2) 当社の第2種指定電気通信設備に係るソフトウェアの設置又は改修を要する場合
第23条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)に規定する接続用ソフトウェアの開発申込み。
 - (3) 当社の第2種指定電気通信設備の設備の設置又は改修以外の工事を要する場合
第34条(その他の工事の請求)に規定する工事の申込み。

(接続申込みの取止め)

- 第14条** 当社は、接続申込者から接続申込みについて、当該接続等が開始される前に別表3(様式)様式第5の書面による取止めの申込みがあった場合は、別表第3(様式)様式第6の書面によりこれを承諾します。
- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、接続申込者からの接続申込みについて、第11条(事前調査の回答)の規定により当社が回答した接続可能時期から1年を経過してもなお接続等が開始されない場合には、取止めの申込みがあったものとみなすことができるものとします。
- 3 前2項の場合において、接続申込者は、その取止めにより新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に

消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

(接続申込みの承諾)

第 15 条 当社は、第 13 条(接続申込み)に規定する接続申込みがあったときは、次の場合を除き、その接続申込みを受け付けた順序に従って別表 3(様式)様式第 7 の書面により承諾します。

- (1) 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- (2) その接続により当社の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- (3) その接続申込者が、接続に関し負担すべき金額の支払を怠り、又は怠るおそれがあるとき(第 78 条(債務の履行の担保)第 1 項各号に定める事由のいずれかが発生したときを含み、接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。以下第 99 条(承諾の限界)において同じとします。)。
- (4) 接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき。

2 当社は、その接続申込みを承諾しない場合は、書面によりその理由を通知します。

第 4 節 接続用設備の設置又は改修の申込み

(接続用設備の設置又は改修の申込み)

第 16 条 接続申込者は、第 13 条(接続申込み)第 2 項第 1 号の規定に基づき、接続用設備の設置又は改修の申込みを当社に行う場合は、接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、接続申込者は、次の各号に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みを当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

- (1) 接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の伝送装置及びその附属設備
- (2) 標準的な接続箇所以外の箇所に相互接続点を設置する場合における標準的な接続箇所から相互接続点を設置した場所までの間の当社伝送路設備
- (3) その他接続申込者の電気通信設備との接続に必要となる当社の設備

(申込みに必要な資料の提出)

第 17 条 接続申込者は、当社の接続用設備の設置又は改修を行うために、相互接続点の設置場所、相互接続点ごとの収容回線及び回線開通を希望する時期等必要事項を記入した別表 3(様式)様式第 8 の申込書の提出を要します。

2 前項の提出に先立って、接続申込者は、その接続用設備の設置又は改修の申込みに必要な事項について、当社と協議を行うことを要します。

(接続用設備の設置又は改修の申込みの承諾)

第 18 条 当社は、第 16 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)に規定する接続用設備の設置又は改修の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。

ただし、第 15 条(接続申込みの承諾)の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

(個別建設契約の締結)

第 19 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続用設備の設置又は改修に係る工事に着手する前に、その接続申込者と、接続用設備の設置又は改修に係る工事の工程及び内容並びに接続申込者が負担する費用の概算額、工事予定線表及び設備使用開始予定月、既存設備を利用する場合の費用の概算額、接続用設備の保守、接続遅延に係る費用負担及びその他の個別事項を含む個別建設契約を締結します。

(接続用設備の設置又は改修の変更等)

第 20 条 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3(様式)様式第 9 の書面による変更の申込みがあった場合は、その変更の申込みが第 15 条(接続申込みの承諾)第 1 項各号のいずれかの規定に該当する場合を除き、別表 3(様式)様式第 10 の書面により承諾します。

ただし、第 11 条(事前調査の回答)の規定により当社が回答した接続可能時期及び費用負担の概算額については、効力を失うものとします。

- 2 当社は、前項に規定する変更の申込みを行った接続申込者に、その申込みを受け付けた日から 4 ヶ月以内に、変更後の接続可能時期及び費用負担の概算額を前項の書面により通知します。

ただし、その設置又は改修の規模が大きい場合には、変更後の接続可能時期等の通知は、4 ヶ月を超えるときがあります。

- 3 第 1 項の規定により、当社がその変更を承諾しないときは、当社は書面によりその理由を通知します。
- 4 当社は、接続申込者から接続用設備の設置又は改修について、その完成前に別表 3(様式)様式第 11 の書面による中止の申込みがあった場合は、別表 3(様式)様式第 12 の書面によりこれを承諾します。
- 5 第 1 項又は前項の場合において、接続申込者は、その変更又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用(個別建設契約の規定により算定するときは、その額とします。)に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

(完成通知)

- 第 21 条 当社は、接続申込者に対して第 19 条(個別建設契約の締結)に規定する個別建設契約に係る接続用設備が完成した場合は、その接続用設備の検査及び試験を行った後、接続用設備が完成したことを別表 3(様式)様式第 13 の書面により通知します。

(接続用設備の所有権)

- 第 22 条 当社が設置又は改修する接続用設備の所有権、並びに当該接続用設備の相互接続に係る著作権、特許権及びその他の無体財産権(当社及び他の事業者が所有又は共有する権利は除きます。)は、当社に帰属するものとします。

第5節 接続用ソフトウェアの開発の申込み

(接続用ソフトウェアの開発の申込み)

- 第 23 条 接続申込者は、第 13 条(接続申込み)第 2 項第 2 号の規定に基づき、接続に必要な当社の接続用ソフトウェアの開発(その接続用ソフトウェアを開発するために必要となる設備の設置又は改修を含みます。以下「接続用ソフトウェアの開発」といいます。)を当社に申し込む場合は、別表 3(様式)様式第 14 の書面により接続申込みと併せて行うことを要します。この場合において、第 11 条(事前調査の回答)の規定により通知した接続可能時期が複数の接続申込者について同一の時期となったときは、当社は、第 15 条(接続申込みの承諾)に規定する接続申込みを承諾した順序に従って接続用ソフトウェアの開発を行います。

(接続用ソフトウェアの開発の承諾)

- 第 24 条 当社は、接続申込者から、前条の接続用ソフトウェアの開発の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。
- ただし、第 15 条(接続申込みの承諾)の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

(接続用ソフトウェア開発契約の締結)

- 第 25 条 当社は、前条の承諾を行ったときは、その接続用ソフトウェアの開発に着手する前にその接続申込者と接続申込者の負担する費用の概算額、接続用ソフトウェアの開発の完了予定時期、接続用ソフトウェアの保守、支払額の精算及びその他の個別事項を含む接続用ソフトウェア開発契約を締結します。

(接続用ソフトウェアの開発の中止)

- 第 26 条 当社は、接続申込者から接続用ソフトウェアの開発について、その完成前に別表 3(様式)様式第 15 の書面による中止の申込みがあった場合は、別表 3(様式)様式第 16 の書面によりこれを承諾します。
- 2 前項の場合において、接続申込者は、その中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用(接続

用ソフトウェア開発契約の規定により算定するときは、その額とします。)に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

(準用)

第 27 条 第 21 条(完成通知)の規定は、接続用ソフトウェアの開発の場合に準用します。この場合において、「個別建設契約に係る接続用設備」又は「接続用設備」とあるのは「接続用ソフトウェア開発契約に係る接続用ソフトウェア」に読み替えるものとします。

(接続用ソフトウェアの所有権)

第 28 条 当社が開発する接続用ソフトウェアの所有権、著作権、特許権その他の無体財産権は、当社又は当社がその接続用ソフトウェアの開発を委託した第三者に帰属するものとします。

第 5 節の 2 開通システム等の利用の申込み

(開通システム等の利用の申込み)

第 28 条の 2 接続申込者は、当社に対し、別表 1 に規定する MVNO 回線管理機能の利用のために開通システム(MVNO サービス契約に係る、当社の電気通信役務の利用の開始、変更及び廃止並びにこれらに関する情報の管理を行うためのシステムをいいます。以下同じとします。)又は 3G チップの利用の申込みを、当社が指定する事務取扱所に行うことができます。

2 前項の場合において、当社は、接続申込者が開通システム又は 3G チップの利用を開始する前に、接続申込者と利用の条件その他の個別事項を含む契約を締結します。

第 6 節 瑕疵

(瑕疵)

第 29 条 当社は、当社が設置若しくは改修した接続用設備又は開発した接続用ソフトウェアに関し完成後 1 年以内に瑕疵が発見された場合であって、当社の責めに帰すべき事由があるときは、当社の費用負担によりその瑕疵の修補を行います。

ただし、その瑕疵の重要性に比し修補に要する費用が著しく大きい場合は、この限りではありません。

第 7 節 更改等

(更改)

第 30 条 当社は、対象設備について、次の各号に定めるところにより更改します。

- (1) その対象設備が法定耐用年数(必要により当社が別に定める耐用年数とする場合があります。以下同じとします。)を経過していないときは、協定事業者と協議の上、更改の可否、更改時期又は費用負担の方法等について決定します。
- (2) その対象設備が法定耐用年数を経過しているときは、協定事業者により書面により通知し、協議の上、更改時期について決定します。

(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)

第 31 条 対象設備を利用中止(別表 1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る電気通信設備及びソフトウェアの利用を中止することをいいます。以下同じとします。)しようとする協定事業者は、別表 3(様式)様式第 17 の書面により、当社が指定する事務取扱所に申込みを行うことを要します。

2 前項の場合において、当社は、複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者からそ

の利用中止の申込みがあったときは、当該設備の利用を継続する他の協定事業者当該設備の利用中止の申込みを行った協定事業者名等を速やかに通知します。

- 3 協定事業者が対象設備を更改しようとするときは、第 1 項の規定に基づく現に利用している対象設備の利用中止と、第 16 条(接続用設備の設置又は改修の申込み)又は第 23 条(接続用ソフトウェアの開発の申込み)の規定に基づく新たな対象設備の設置、改修又は開発による利用開始により行うものとします。

(対象設備の除却又は転用)

第 32 条 協定事業者から前条第 1 項に規定する申込みがあった場合(複数の協定事業者(当社を含む場合があります。))が対象設備を利用している場合にあっては、全ての協定事業者から同時に当該対象設備の利用中止の申込みがあったときに限ります。において、当社が対象設備の利用中止を承諾したときは、当社は、当該対象設備の利用中止に併せて、当該対象設備を撤去(別表 1(接続により提供する機能)に掲げる機能に係る電気通信設備又はソフトウェアを取り外すことをいいます。以下この条及び第 65 条(網改造料の支払義務)において同じとします。)します。

- 2 前項の場合において、撤去しようとする対象設備が転用(法定耐用年数経過前に撤去した電気通信設備を他の協定事業者の用に供するために再利用することをいいます。以下同じとします。)可能でないと当社が判断したときは、当社は、当該対象設備を除却(撤去した電気通信設備又はソフトウェアを廃棄することをいいます。以下同じとします。)するものとし、当該対象設備が転用可能であると当社が判断したときは、当社は、当該対象設備を転用するものとします。

- 3 当社は、前条第 1 項に規定する申込みを行った協定事業者に、その申込みを受け付けた日から 1 ヶ月以内に、前 2 項に規定する撤去又は除却若しくは転用に伴い発生する費用の概算及び当該対象設備の転用可否に係る情報を回答するものとします。ただし、特別な事情があるときは、申込みを受け付けた日から 1 ヶ月を超えて費用の概算に係る情報を回答する場合があります。

(天災等の不可抗力による損傷)

第 33 条 当社は、天災等の不可抗力等又は当社若しくは接続申込者が想定し得ない事由により対象設備に損傷が発生した場合は、その内容を速やかに接続申込者に通知します。

- 2 接続申込者は、前項により対象設備に発生した損傷を修復する費用を負担することを要します。

第 8 節 その他の工事の請求

(その他の工事の請求)

第 34 条 接続申込者は、第 13 条(接続申込み)第 2 項第 3 号の規定に基づき、当社の第 2 種指定電気通信設備の設備の設置又は改修以外の工事の申込みを当社に行う場合は、別表 3(様式)様式第 18 の書面により接続申込みと併せて行うことを要します。

(その他の工事の承諾)

第 35 条 当社は、前条に規定するその他の工事の申込みがあったときは、その申込みを承諾します。ただし、第 15 条(接続申込みの承諾)の規定により接続申込みが承諾されない場合は、この限りではありません。

(その他の工事に係る契約の締結)

第 36 条 当社は、前条の承諾を行った場合は、その接続申込者と、その工事費用の概算額、支払方法及びその他の個別事項を含む契約を締結します。

第 9 節 試験の実施

(試験の実施)

第 37 条 当社及び接続申込者は、当該接続等が開始される前に試験を実施することが必要であると当社又は接続申込者が判断した場合には、別に定める方法により試験を実施することとします。

- 2 前項の試験の結果、当社又は接続申込者が当該接続等の正常性等を確認できないと判断した場合は、当該接続等を開始しないことがあります。
- 3 当社及び接続申込者は、第 1 項の試験の結果、当該接続等の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとします。

(移動無線装置に係る確認試験の実施)

第 37 条の 2 当社又は接続申込者は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を当社の無線基地局設備との間で電波を送受信して当該移動無線装置を通信の用に供するにあたって、当該移動無線装置に係る確認試験を実施することが必要であると判断した場合には、その必要とする理由を示し、別に定める方法により試験を実施するものとし、当社及び接続申込者はこれに協力することとします。

- 2 当社及び接続申込者は、第 1 項の確認試験の結果、移動無線装置の正常性等を確認できなかった場合には、相互に協力してその原因究明にあたることとし、当社の電気通信役務の提供に支障が生じる場合には、その支障の解消が確認できるまでの間、当社は当該移動無線装置と当社の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線の通信を一時的に停止することができるものとします。
- 3 当社は、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置に係る一切の不具合について、責任を負いません。
- 4 接続申込者は、第 1 項に規定する確認試験を実施する場合は、当社と、その試験の工程、内容及び費用並びにその他の個別事項を含む契約を締結することを要します。

第4章 標準的接続期間

(標準的接続期間)

第38条 当社は、第13条(接続申込み)の申込みを受け付けた場合は、特別の事情がない限り、次の各号に規定する期間内に接続の準備を整えるよう努めます。

(1) 第11条(事前調査の回答)第2項に規定する場合

第15条(接続申込みの承諾)に規定する承諾後6ヶ月以内。

(2) 第11条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第19条(個別建設契約の締結)に規定する個別建設契約を締結する場合。

個別建設契約締結時から1年以内。

(3) 第11条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において第25条(接続用ソフトウェア開発契約の締結)に規定する接続用ソフトウェア開発契約を締結する場合

接続用ソフトウェア開発契約に基づく接続用ソフトウェアの開発着手後18ヶ月以内。

2 前項第3号の規定にかかわらず、新たに接続用設備の開発を伴う場合又は当社の接続用ソフトウェアの開発の計画の遂行上支障がある場合等は、標準的接続期間が前項第3号の規定と異なる場合があります。

3 第1項の場合において、接続申込者が検討に要した期間又は天災等の不可抗力その他当社の責めによらない事由により経過した期間については、同項各号に規定する期間に含まれないものとします。

4 第11条(事前調査の回答)第3項又は第4項に規定する場合において、本条第1項第2号又は第3号の場合以外のときは、同項第2号に「個別建設契約の締結時から」とあるのは「第15条(接続申込みの承諾)に規定する承諾から」に、また、同項第3号に「接続用ソフトウェア開発契約に基づく」とあるのは「第13条(接続申込み)に規定する申込みに基づく」に読み替えるものとします。

第5章 協定の締結・解除等

(協定の単位)

第39条 当社は、1の他事業者と1の協定を締結します。

ただし、1の他事業者と当社との協定を複数の他事業者が代理して締結する場合は、この限りではありません。

(協定上の地位の移転又は承継)

第40条 協定事業者が電気通信事業の全部若しくは一部を譲渡することにより、協定上の地位を移転しようとする場合又は協定事業者について合併、分割若しくは相続により協定上の地位の承継が生じる場合は、当社の承諾を受けなければ、その効力を生じません。

2 協定上の地位の移転又は承継の承諾を受けようとするときは、当該電気通信事業の全部若しくは一部を譲り受けた者又は合併後存続する法人、合併により設立した法人、分割により当該電気通信事業の全部若しくは一部を承継した法人、若しくは相続人(相続人が2人以上ある場合においてその協議により当該電気通信事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者として)は、これを証明する書類を当社が指定する事務取扱所に提出することを要します。

3 当社は、前項の規定により協定上の地位の移転又は承継の承諾を求められたときは、次の場合を除き、これを承諾します。

- (1) 協定上の地位の移転又は承継の承諾をするとした場合において、第15条(接続申込みの承諾)第1項第1号又は第2号に定める事由に該当するとき。
- (2) 協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が第15条(接続申込みの承諾)第1項第3号に該当する者であるとき。
- (3) 電気通信事業の全部の譲渡又は電気通信事業者の合併、分割若しくは相続について総務大臣へ届出をしていないとき。
- (4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、協定上の地位の移転又は承継を受けようとする者が事業法第17条第1項ただし書の規定に該当するとき。
- (5) 当社に対する接続に係る料金その他の債務(この約款の規定により支払いを要することとなった接続に係る料金、工事若しくは手続きに関する費用又は割増金等の債務をいいます。以下同じとします。)の支払義務等、協定上の地位の帰属が不明確であるとき。

(権利及び義務の譲渡)

第41条 協定事業者は、協定又は協定に基づき締結した契約に定める権利及び義務を第三者に譲渡する場合は、事前に当社の書面による同意を得ることを要します。

(協定の変更)

第42条 当社及び協定事業者は、必要が生じたときは、協定を変更することができるものとします。この場合には、当社の第2種指定電気通信設備との接続は、変更後の協定によるものとします。

(協定事業者が行う協定の解除)

第43条 協定事業者は、協定を解除(接続の廃止若しくは取止めに係る協定の変更を含みます。以下同じとします。)しようとするときは、そのことを当社が指定する事務取扱所に書面により通知することを要します。

2 前項の場合において、当社及び協定事業者は、協議の上、解除時期について決定することとします。

(当社が行う協定の解除)

第44条 当社は、第60条(接続の停止)の規定により接続を停止された協定事業者が、なおその事実を解消しないときは、協定を解除することがあります。

- 2 当社は、協定事業者が第 60 条(接続の停止)に該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、接続の停止をしないでその協定を解除することがあります。
- 3 当社は、第 1 項の規定により協定を解除するときは、予告を行います。

(協定の消滅)

第 45 条 協定は、次の各号に規定する場合には、消滅するものとします。

- (1) 協定事業者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
- (2) 協定事業者が法人である場合において、その法人が解散したとき。
- (3) 協定事業者が死亡し相続人がいないとき、又は事業法第 17 条第 1 項ただし書きの規定に該当するとき。
- (4) 協定事業者が登録電気通信事業者である場合において、その事業の登録が取消されたとき又は抹消されたとき。
(ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。)

第6章 責務

第1節 責務

(守秘義務)

第46条 当社及び接続申込者は、事前調査の申込み以降相互に知り得た当社又は接続申込者の技術上、経営上及びその他一般に公表していない一切の事項に関する秘密を厳守し、これを目的外に使用しないこととします。

ただし、法令上必要とされる場合、相手方の書面による同意を得た場合、主務官庁より報告を要請された場合又は第78条(債務の履行の担保)第1項第4号に規定する信用評価機関に、第48条(情報の提出)の規定により接続申込者が当社に提出した情報を開示する場合は、この限りではありません。

2 前項の規定は、協定の締結に至らなかった場合、協定が解除された場合若しくは消滅した場合においても有効に存続するものとし、これに違反し相手方に損害が発生した場合は、第86条(解除等の場合の取扱い)第2項を適用します。

(必要事項の通知)

第47条 当社及び協定事業者は、次の各号に掲げる事項について、互いに書面により通知することとします。

- (1) 名称、住所又は法人の代表者の変更
- (2) 電気通信事業の休止若しくは廃止又は法人の解散
- (3) 電気通信事業の登録又は変更登録の取消し
- (4) 事業法第8条第2項に規定する電気通信業務の一部停止
- (5) 相互接続点の追加、変更又は廃止
- (6) 接続条件に影響がある電気通信設備の変更、増設又は廃止
- (7) 相互接続に係る事務処理方法又は保守運用方法の変更
- (8) 第73条(期限の利益喪失)第1項第2号から第4号に定める事由のいずれかが発生した場合にあってはその事実
- (9) その他接続に必要な事項

(証明書類の確認)

第47条の2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が事業法第69条及び端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を当社の事務取扱所に提示することを要するものとします。

2 接続申込者は、自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を通信の用に供する前に、当該移動無線装置が電波法(昭和25年法律第131号)第3章で定める技術基準を満たしていることを当社が確認するために必要な情報を書面により当社の事務取扱所に提出することを要するものとします。

3 当社は、前項の規定に基づき接続申込者から提出された証明書類により、接続申込者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置を電波法第53条及び第54条の規定に基づき当社の電気通信回線設備に接続して運用することの可否について確認し、その結果を接続申込者に通知することとします。

(情報の提出)

第48条 当社は、接続申込者に対して、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがあるか否かを当社が判断するために必要な情報の提出を求めることがあります。

2 前項の規定により当社が提出を求める情報のうち、貸借対照表及び損益計算書等財務の状況を示すものとして当社が別に定める情報の提出を求められた接続申込者は、その情報を書面により速やかに当社に提出することを要するものとします。

(契約数等の提出)

第 48 条の 2 協定事業者のうち、仮想携帯電話事業者は相互接続通信における MVNO サービスに係る契約数等について、当社が主務官庁等へ報告するための情報を当社に提出することを要するものとします。

(相互協力)

第 49 条 当社及び協定事業者は、接続に係る利用者の利便の向上及び電気通信事業の円滑な運営を図るため、接続に係る業務に関して相互に協力することとします。

(特定電子メールの取扱い)

第 50 条 当社及び協定事業者は、特定電子メールの取扱いにあたって、特定電子メールの送信の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 26 号）第 10 条に規定する情報の提供及び技術の開発又は導入に努めるものとします。

(相互接続通信の管理方針)

第 50 条の 2 当社は、当社の第 2 種指定電気通信設備との接続にあたり、通信の交換等又は伝送に関するネットワーク管理において、以下の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

- (1) 協定事業者及び当社並びに当該通信を取り扱う電気通信事業者及び当社が提供する電気通信サービスの利用者に対し、不当な差別的取扱いを行わないこと。
- (2) 当該通信の内容による不当な差別的取扱いを行わないこと。

第 2 節 保守

(維持責任)

- 第 51 条** 当社及び協定事業者は、接続にあたり、相互に電気通信設備に輻輳、障害その他損傷を与えないようにし、その利用者に対する電気通信役務の提供の妨害を行わないように努めることとします。
- 2 当社及び協定事業者は、接続する電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和 60 年郵政省令第 30 号)及びその接続箇所ごとに当社が定める技術的条件に適合するように維持することとします。

(混信等の防止措置)

- 第 51 条の 2** 協定事業者は、自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間で電波を送受信する場合は、電波法第 56 条の規定に基づく他の無線局等への混信その他の妨害を防止するため、当社の無線局の運用に協力することとします。
- 2 当社は、協定事業者が自らの契約者に通信の用に供することを許容する移動無線装置により混信等が生じた場合は、その協定事業者と協議の上、その混信等を除去するための措置を決定することとします。

(協定事業者の切分責任)

- 第 52 条** 協定事業者は、当社の電気通信設備との接続において相互接続通信に生ずる著しい支障その他の理由により当社の接続する設備を利用できなくなったときは、協定事業者の電気通信設備に故障がないことを確認のうえ、当社に修理を請求することができます。
- 2 前項の修理の請求により当社が当社の係員を派遣した結果、故障の原因が協定事業者の電気通信設備にあった場合には、協定事業者は当社にその派遣に要した費用を支払うことを要します。この場合において、その費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 当社は、設備の保守に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

(当社の通知責任)

第 52 条の 2 当社は、ふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を協定事業者に通

知することとします。

第3節 譲渡の承認等

(ローミングに係る譲渡の承認)

第53条 相互接続通信に係る携帯電話事業者、PHS事業者又はIP電話事業者が、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯電話事業者、PHS事業者又はIP電話事業者に譲渡するときは、当社はその譲渡を承認します。

2 協定事業者は、当社が相互接続通信及び他社相互接続通信に係る債権を他の携帯電話事業者に譲渡するときは、その譲渡を承諾していただきます。

(第三者への債権譲渡等)

第54条 協定事業者は、この約款に基づく当社に対する債権債務を第三者に譲渡し又は担保の用に供しようとするときは、あらかじめ当社と協議することを要するものとします。

第 7 章 接続形態

(接続形態)

第 55 条 当社の第 2 種指定電気通信設備と協定事業者の電気通信設備との接続形態は、別表 2(接続形態)に定めるところによります。

第8章 重要通信の取扱方法

(相互接続通信の切断等)

第56条 当社は、3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款中通信の切断に係る規定に準じ、相互接続通信を切断することがあります。

(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)

第57条 当社は、通信が著しく輻輳し、通信の全部を接続することができなくなったときは、3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款中通信利用の制限に係る規定に準じ、相互接続通信を制限することがあります。

- 2 前項の規定による場合のほか、当社は、3G 通信サービス契約約款、4G 通信サービス契約約款及び 5G 通信サービス契約約款中通信時間等の制限に係る規定に準じ、通信が著しく輻輳するときは、相互接続通信の通信時間又は特定の地域の当社の契約者回線等への通信を制限することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定により相互接続通信を制限する場合には、最大限の疎通の確保に努めます。この場合において、相互接続通信とその他の通信を公平に扱うものとします。
- 4 協定事業者は、協定事業者の電気通信設備において他社相互接続通信を制限するときは、最大限に疎通を確保し、他社相互接続通信とその他の通信を公平に扱うよう努めることとします。
- 5 当社及び協定事業者は、相互接続通信又は他社相互接続通信を制限する場合には、協定事業者と協議の上定める保守確認事項により協力するものとします。

(優先的に扱う通信の識別)

第58条 当社は、協定事業者との接続において、当社が当社の契約者と協議をして定めた契約者回線又は当社が指定する契約者回線から発信する通信に伴って優先的に通信の疎通を行うべき信号(技術的条件集に定める優先信号をいいます。以下同じとします。)を協定事業者に送信します。

- 2 協定事業者は、優先信号を受信した場合には、その優先信号に伴って受信した通信を優先的に取り扱うことを要します。
- 3 当社は、協定事業者から通信に伴って優先すべき信号を受信した場合は、その通信を優先的に扱うこととします。

第9章 接続等の一時中断、停止及び中止

(接続の一時中断)

第59条 当社は、次の場合には、接続を一時中断することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
 - (2) 第57条(相互接続通信及び他社相互接続通信の制限)の規定により、相互接続通信を制限するとき。
- 2 当社は、前項の規定により接続を一時中断するときは、あらかじめそのことを協定事業者へ通知します。
- ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

(接続の停止)

第60条 当社は、協定事業者が次表の左欄のいずれかに該当するときは、右欄に規定する期間、その接続(次表の左欄の対象となる接続(以下「対象接続」といいます。))のみを停止することが技術的に困難な場合等は、その協定事業者との対象接続以外の接続を含む場合があります。以下この条において同じとします。)を停止することがあります。

区 別	期 間
(1) その接続に係る料金その他の債務について、支払期日の経過後、なおその支払いがないとき。	その料金その他の債務が支払われるまでの間
(2) 第77条(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)の規定に基づき接続申込者が当社に対して約した債務の履行の担保について期日までに行われないとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(3) 第78条(債務の履行の担保)第1項若しくは第4項に規定する債務の履行の担保について当社が定める期日までに行われないとき。	債務の履行の担保が行われるまでの間
(4) 第46条(守秘義務)又は第51条(維持責任)その他この約款の規定に違反したとき。	その違反の事由が解消されるまでの間
(5) 第15条(接続申込みの承諾)第1項第1号又は第2号に定める事由が発生したとき。	その事由が解消されるまでの間

- 2 当社は、前項の規定により接続を停止するときは、協定事業者に対して書面により、その理由、接続の停止をする日及び期間を接続の停止の30日前までに、接続停止費用(接続の停止に要する費用に消費税相当額を加算した額)をいいます。以下同じとします。)及び接続停止解除費用(接続の停止の解除に要する費用に消費税相当額を加算した額)をいいます。以下同じとします。)の概算額を接続の停止までに通知します。ただし、緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。

なお、協定事業者の所在が不明(電話及び郵送によってもなお協定事業者との連絡ができない状態)をいいます。以下同じとします。)であるときは、当社が協定事業者から通知されている住所等への再度の書面の郵送をもって、その通知を行ったものとみなします。

- 3 協定事業者は、当社が第1項の規定により接続を停止した場合には、接続停止費用の概算額を支払うことを要するものとし、接続の停止を解除しようとする場合には、接続停止解除費用の概算額を支払うことを要するものとし、
- 4 第1項の規定により接続を停止した場合において、その接続の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その接続の停止を速やかに(接続の形態や規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。)解除します。

ただし、前項に規定する接続停止費用及び接続停止解除費用の概算額が支払われなかったときは、この限りではありません。

- 5 当社及び協定事業者は、接続停止費用及び接続停止解除費用について、概算額と実績額との精算を行うものとします。

(接続の中止)

第 61 条 当社は、第 84 条(技術的条件)に規定する技術的条件による接続を継続することが経済的に著しく困難であるとき又は当社の電気通信設備を著しく非効率とするときは、協定事業者との協議の上、その技術的条件による接続を中止することがあります。

- 2 当社は前項の規定により接続を中止するときは、その技術的条件に係る変更届出の 1 年前までに書面により、その理由及び接続を中止する予定の日を協定事業者へ通知します。

(工事又は手続き等の停止及び中止)

第 62 条 当社は、接続申込者の責めに帰すべき事由により当社の業務遂行上著しい支障を及ぼすと認められる事実が発生したとき又は第 60 条(接続の停止)第 1 項の表中各欄のいずれかに該当するとき若しくは第 73 条(期限の利益喪失)第 1 項第 1 号から第 5 号、第 8 号若しくは第 9 号に定める事由のいずれかが発生したとき(接続申込者が接続に関し負担すべき債務の履行が担保されたときを除きます。)(は、接続申込者から請求等された工事又は手続き等(工事若しくは手続き、接続用設備の設置若しくは改修又は接続用ソフトウェアの開発をいいます。以下同じとします。))を停止することがあります。この場合には、その理由を書面により接続申込者にあらかじめ通知します。

- 2 前項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実が解消されたときは、当社は、その工事又は手続き等の停止を速やかに(工事又は手続き等の内容及び規模によっては期間を要する場合があります、その期間を要することについて、当社の責めに帰すべき事由はないものとします。)解除します。
- 3 第 1 項の規定により工事又は手続き等を停止した場合において、その工事又は手続き等の停止の理由となった事実を解消するよう当社から接続申込者に通知して相当な期間を経過してもなおその状態が解消されないときは、当社は、その工事又は手続き等を中止することがあります。
- 4 第 1 項又は前項の場合において、接続申込者は、その停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用(個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他工事に係る契約の規定により算定するときは、その額とします。)に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

第10章 料金等

第1節 料金及び工事又は手続きに関する費用

(料金等)

第63条 当社が設定する接続料は、料金及び工事又は手続きに関する費用とします。

- 2 当社が設定する料金は、料金表第1表(接続料金)に規定する接続料金とし、これを網使用料及び網改造料に分類します。
- 3 当社が設定する接続において必要となる工事又は手続きに関する費用は、料金表第2表(工事費)又は第3表(手続費)に規定する工事費又は手続費とします。
- 4 前3項に規定する料金及び費用のほか、当社はユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料を設定します。

第2節 接続料金の支払義務

(従量制の網使用料の支払義務)

第64条 当社の第2種指定電気通信設備との接続において従量制の網使用料(網使用料のうち月額で定める料金(以下「定額制の網使用料」といいます。))以外のものをいいます。以下同じとします。)の支払いを要する電気通信事業者は、第55条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(網使用料支払事業者)に規定するところによります。

- 2 前項の規定により支払いを要することとなる協定事業者は、第68条(従量制の網使用料の計算方法)の規定に基づいて算定した従量制の網使用料を支払うことを要します。
- 3 協定事業者は、従量制の網使用料について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、次の方法により算定した料金を支払うこととします。この場合において、特別の事情があるときは、当社は協定事業者と協議するものとします。

(1) 協定事業者が通信回数又は通信時間を記録している場合

協定事業者の記録する通信回数又は通信時間と料金表第1表第1(網使用料)の規定に基づいて算定した額

(2) (1)以外の場合

把握可能な実績(機器の故障等により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の故障等があったと認められる日)の属する暦月(第68条(従量制の網使用料の計算方法)に規定する暦月をいいます。以下この条において同じとします。))の前12暦月を最長として、その間の通信回数又は通信時間の累計をいいます。)に基づいて1日平均の通信回数又は通信時間を算出し、その値に算定できなかった期間の日数を乗じた値と料金表第1表第1(網使用料)の規定とに基づいて算定した額

(定額制の網使用料の支払義務)

第64条の2 当社の第2種指定電気通信設備との接続において定額制の網使用料の支払いを要する電気通信事業者は、第55条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表2第4表(網使用料支払事業者)に規定するところによります。

- 2 前項の規定により支払いを要する協定事業者は、第69条(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)の規定に基づいて算定した定額制の網使用料を支払うことを要します。
- 3 協定事業者は、別表1(接続により提供する機能)に規定する機能の利用を開始した日から起算して協定の解除若しくは消滅又は接続の変更により当社の第2種指定電気通信設備との接続を終了した日の前日までの期間(機能の利用を開始した日と接続を終了した日が同一である場合は1日とします。)について、料金表第1表第1(網使用料)に規定する定額制の網使用料を支払うことを要します。ただし、料金表第1表第1(網使用料)1(適用)に別の定めがある場合には、この限りではありません。
- 4 協定事業者は、前項の期間において次の事由により、機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となるときを含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が認知した時刻以後の利用

ができなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)を除いて日数を計算し、その日数に対応する定額制の網使用料を支払うことを要します。

(1) 当社が電気通信事業を休止したとき。

(2) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

5 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これを返還します。

(網改造料の支払義務)

第 65 条 協定事業者は、次の各号に規定する期日を含む月から、対象設備が撤去される期日を含む月までの期間(次の各号に規定する期日を含む月と撤去される期日を含む月が同一の月である場合は 1 月間とします。)に係る料金表第 1 表第 2(網改造料)に規定する網改造料の支払いを要します。

(1) 第 21 条(完成通知)又は第 27 条(準用)に規定する完成通知に記載した期日

(2) 網改造料を按分して負担するときは、負担額を通知する書面に記載した期日

2 第 30 条(更改)の規定に基づき当社が対象設備を更改したときは、協定事業者は、第 1 項の規定に準じて、更改された新たな対象設備に係る網改造料の支払いを要します。

3 第 30 条(更改)又は第 31 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第 1 項の規定に基づき、当社が対象設備を更改するとき又は協定事業者が対象設備を利用中止したときは、次項に規定する場合を除き、協定事業者は、料金表第 1 表第 2(網改造料)2(料金額)2-1 の 2 に規定する網改造料の支払いを要します。

4 第 31 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第 1 項の規定に基づき、複数の協定事業者(当社を含む場合があります。)が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止したときは、当該利用を中止した協定事業者は、料金表第 1 表第 2(網改造料)2(料金額)2-1 の 3 に規定する網改造料の支払いを要します。

5 第 32 条(対象設備の除却又は転用)第 2 項の規定に基づき、対象設備が転用されるときは、協定事業者は、第 1 項各号に規定する期日を含む月から、転用される期日を含む月の前月までの期間に係る料金表第 1 表第 2(網改造料)に規定する網改造料の支払いを要します。

6 協定事業者は、第 1 項に規定する期間において次の事由により、機能を利用できない状態(その機能に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合は、そのことを当社が認知した時刻以後の利用ができなかった時間(24 時間の倍数である部分に限ります。)を除いて日数を計算し、その日数に対応する網改造料を支払うことを要します。

(1) 当社が電気通信事業を休止したとき。

(2) その他当社の責めに帰すべき事由により、接続に係る電気通信設備を使用できなかったとき。

7 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、これを返還します。

第 3 節 工事費及び手続費の支払義務

(工事費の支払義務)

第 66 条 協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条及び次条において同じとします。)は、第 34 条(その他の工事の請求)に規定する工事の申込みの承諾を受けたときは、料金表第 2 表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

2 工事の完了前にその協定の解除若しくは消滅又はその工事の請求の取消し(以下、この項において「解除等」といいます。)があった場合には、前項に規定する協定事業者が支払いを要する額は、解除等により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別契約の規定により算定するときは、その額とします。)とし、協定事業者は、それを負担することを要します。

(手続費の支払義務)

第 67 条 協定事業者は、次の各号の場合には料金表第 3 表(手続費)に規定する手続費の支払いを要します。

- (1) 別表 2(接続形態)第 2 表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合又は当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となる場合であって、同別表第 3 表において当社が利用者料金請求事業者となるときに、当社が第 90 条(利用者料金の請求)の規定により利用者料金を請求、回収するとき。
 - (2) その協定事業者が、第 97 条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第 1 項及び第 2 項に規定する契約者情報又は異動情報の提供を受けたとき。
 - (3) その協定事業者が当社の通信用建物等において接続に必要な装置等を設置する場合であって、当社がその接続に必要な装置等を設置する場所までの配線その他の設備の設計、その設置に係る通信用建物において近接した時期に行われる他の工事との工事調整、その協定事業者が行った接続に必要な装置等の設置の結果の確認その他接続に必要な装置等の設置に付随した作業を行ったとき。
 - (4) 第 95 条(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)第 2 項の規定により、協定事業者が接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入った場合に当社が指定する立会者が立ち会ったとき。
 - (5) 当社が、仮想携帯電話事業者である協定事業者の相互接続通信における MVNO サービス契約に係る回線の登録又は変更に必要な手続きを行ったとき。
- 2 協定事業者は、手続きの停止又は中止の申込みがあった場合には、その手続きの停止又は中止により新たに発生する費用及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額を負担することを要します。

第 3 節の 2 ユニバーサルサービス料の支払義務

(ユニバーサルサービス料の支払義務)

- 第 67 条の 2** 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能又は 00XY MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対してユニバーサルサービス料の支払いを要します。ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。
- 2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要するユニバーサルサービス料の料金額は、3G 通信サービス契約約款に規定するユニバーサルサービス料に相当する額とします。

第 3 節の 3 3G チップの利用に係る費用の支払義務

(3G チップの利用に係る費用の支払義務)

- 第 67 条の 3** 協定事業者(接続申込者を含みます。以下、この条において同じとします。)は、第 28 条の 2(開通システム等の利用申込み)第 2 項に規定する契約に基づき、3G チップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときは料金表第 4 表(その他の費用)第 1(3G チップの利用に係る費用)に規定する 3G チップの利用に係る費用の支払いを要します。

第 3 節の 4 電話リレーサービス料の支払義務

(電話リレーサービス料の支払義務)

- 第 67 条の 4** 協定事業者は、第 64 条の 2(定額制の網使用料の支払義務)第 3 項の規定に基づき別表 1(接続により提供する機能)に規定する MVNO 回線管理機能又は 00XY MVNO 回線管理機能の支払いを要する場合には、当社に対して電話リレーサービス料の支払いを要します。ただし、電気通信番号規則別表第 3 号に定める電気通信番号を用いる場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合において、協定事業者が支払いを要する電話リレーサービス料の料金額は、3G 通信サービス契約約款に規定する電話リレーサービス料に相当する額とします。

第4節 料金の計算及び支払い

(従量制の網使用料の計算方法)

第68条 当社は、従量制の網使用料は暦月に従って、毎月初日午前0時以降末日午後12時前に完了した通信について、第70条(通信時間の測定等)により測定する通信回数又は通信時間の累積と料金表第1表第1(網使用料)の規定とにより計算します。

(定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料の計算方法)

第69条 当社は、定額制の網使用料及び網改造料並びにユニバーサルサービス料及び電話リレーサービス料は暦月に従って計算します。

- 2 当社は、第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)第3項若しくは第4項又は第65条(網改造料の支払義務)第6項の規定に該当するときに限り、定額制の網使用料又は網改造料について、その利用した暦日数に応じて日割を行います。この場合において、第65条(網改造料の支払義務)第6項に規定する料金の算定にあたっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。

(通信時間の測定等)

第70条 通信回数(メッセージ通信モードに係るものに限ります。)は、当社の電気通信設備が配信完了信号を送信した回数とし、当社の機器により測定します。

- 2 通信時間は、当社の電気通信設備が応答信号を受信した時点から起算し、当社の電気通信設備が切断信号を受信した時点までの経過時間とし、当社の機器により測定します。

- 3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる通信については、当社は、通信回数又は通信時間の測定を行いません。

- (1) 試験用の通信(当社又は協定事業者の設定した試験番号に係る通信に限ります。)
- (2) 課金に影響を及ぼす設備故障等に遭遇した通信

(料金の支払い)

第71条 協定事業者は、料金等(接続料金、工事費、手数料、割増金、延滞利息、ユニバーサルサービス料、3G チップの利用に係る費用及び電話リレーサービス料をいいます。以下同じとします。)について、当社が定める期日までに、当社が指定する金融機関等において支払うことを要します。

- 2 料金等の請求又は支払方法については、当社(第4条第2号を標準的な接続箇所とする場合にあっては、当社及び特定事業者)が協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項又は個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約若しくはその他の工事に係る契約に規定します。

ただし、第75条ただし書に規定する料金額の適用が見込まれるときの料金の請求又は支払方法について、別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(料金の一括後払い)

第72条 当社は、特別の事情がある場合は、あらかじめ協定事業者の承諾を得て、2ヶ月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払うよう請求することがあります。

(期限の利益喪失)

第73条 次の各号に定める事由のいずれかが発生したとき(第4号、第6号又は第7号に該当する場合にあっては、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないことを接続申込者が明らかにしたときを除きます。)は、接続申込

者は、当社に対して負担する接続に係る料金その他の債務の全てについて、当然に期限の利益を失い、当社に対して直ちにその料金その他の債務を弁済しなければならないものとし、以後発生する債務については、その事由が解消されない限り、期限の定めのないものとします。

- (1) 接続申込者が、負担する債務の全部又は一部について履行不能を表明したとき。
 - (2) 接続申込者について破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始その他法令に基づく倒産処理手続の申立てがあったとき。
 - (3) 接続申込者に係る手形又は小切手が不渡りとなったとき。
 - (4) 接続申込者の資産について、法令に基づく強制換価手続の申立てがあったとき又は仮差押え、仮処分若しくは税等の滞納処分があったとき。
 - (5) 接続申込者の所在が不明であるとき。
 - (6) 接続申込者について電気通信事業の登録が取消されたとき(ただし、登録電気通信事業者が届出電気通信事業者に変更になるときを除きます。)
 - (7) 接続申込者が電気通信事業の全部を廃止したとき。
 - (8) 接続申込者が、債務の履行の担保を要する場合においてこれを行わないとき又は担保を滅失させ、損傷させ若しくは減少させたとき。
 - (9) その他接続申込者の業務継続に重大な支障を及ぼすと認められる状態が発生した場合であって、接続申込者がその負担すべき債務を履行する見込みがあると認められないとき。
- 2 当社は、前項の規定により接続申込者が当社に対して直ちに弁済しなければならない債務に、前払金(接続申込者が期限の利益を失ったときに協定が消滅するとした場合に接続申込者が負担すべきもの(第 65 条(網改造料の支払義務)第 3 項又は第 4 項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料並びに当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。))に限るものとし、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。))を含めることができるものとします。

(相殺)

第 74 条 当社は、前条第 1 項第 1 号から第 5 号、第 8 号若しくは第 9 号に定める事由のいずれかが発生したときは、接続申込者に対して、当社が当該接続申込者に対して負担する債務と当該接続申込者が当社に対して負担する債務を相殺することができるものとします。

(接続料金の遡及適用)

第 75 条 当社は、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)及び第 2(網改造料)に規定する料金額を変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の翌事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

ただし、料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額)第 5 欄に規定する料金額については、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用する場合があります。

- 2 当社は、料金表第 1 表(接続料金)第 1 の 2(将来原価方式対象機能の網使用料)に規定する料金額を、第二種指定電気通信設備接続料規則(平成 28 年総務省令第 31 号)第 13 条第 4 項に規定する精算接続料に基づき変更したときは、変更後の料金額の原価に係る事業年度の 4 月 1 日に遡及して、変更後の料金額を適用します。

第 5 節 請求金額に不符合がある場合の取扱い

(請求金額に不符合がある場合の取扱い)

第 76 条 当社は、当社の請求する網使用料等について、協定事業者からその記録する課金資料とに差異が生じた旨の申し出があった場合には、協定事業者と協議の上定める料金事務処理確認事項により課金照合を行うこととします。

- 2 当社は、協定事業者から支払いの請求を受けた網使用料等について、当社が記録する課金資料と差異が生じ当社

から協定事業者に課金照合を請求した場合であって、その協定事業者が課金照合をすることができないため当社に対し課金照合の実施を依頼する回答を得た場合には、当社において課金照合を行うこととします。

- 3 当社は、課金照合により一方の記録する課金資料に誤りがあったことが判明した場合には、他方の記録する課金資料を正当なものとなして取扱い、当社及び協定事業者の双方の課金資料に誤りがあったことが判明した場合又は差異の原因が判明しない場合には、協定事業者と協議の上、網使用料等の額を決定することとします。

第6節 債務の履行の担保

(債務の履行の担保に係る協議申入れ等)

第77条 接続申込者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できないときは、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内で、当社は接続申込者に対して預託金の預け入れ等により債務の履行を担保するよう協議を申し入れることができるものとします。

- 2 接続申込者が、前項に規定する協議により接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれがないと当社が判断できない場合(前項に規定する協議により接続申込者が当社に対して債務の履行の担保を約した場合及び次条第1項各号のいずれかに該当する場合を除きます。)又は前項に規定する協議に応じない場合(次条第1項第6号に該当する場合を除きます。)は、当社は、接続申込者に対して、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等(当社が承認した者に限ります。以下同じとします。)の債務保証により、接続申込者が接続に関し負担すべき金額の履行を確保するために必要な範囲内(次条第2項から第4項に規定する範囲を超えないものとします。)で、債務の履行を担保するよう求めるものとします。
- 3 当社は、接続申込者に対して債務の履行の担保を求める場合は、接続申込者にその理由を書面により通知するものとします。

(債務の履行の担保)

第78条 接続申込者は、次の各号に定める事由のいずれかに該当し、当社から請求を受けたときは、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、接続に関し負担すべき債務の履行を担保することを要するものとします。

- (1) 接続に関し負担すべき金額について、過去1年以内に当社が定める支払期日までに支払いを行わなかったこと(接続申込者の責めに帰すべき事由がない場合を除きます。)があるとき
- (2) 第73条(期限の利益喪失)第1項第1号から第5号又は第9号の規定に該当するとき
- (3) 直近の決算において債務超過であるとき
- (4) 当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるものとして当社が別に定める基準に該当するとき
- (5) 第48条(情報の提出)第2項の規定に基づき当社が求めた情報の提出に合理的な理由なく応じないとき
- (6) 前条第1項の規定に基づき当社が申し入れた協議、又は前条第2項に基づき当社が求めた債務の履行の担保に合理的な理由なく応じないとき
- (7) その他前各号に準ずる合理的な事由があるとき
- 2 前項の規定により接続申込者が履行を担保すべき債務の額は、次の各号に定める額を合計した額(当社が計算して接続申込者に請求するものとします。)とします。
 - (1) 接続申込者が接続に関し負担すべき金額として月ごとに想定される負担額の4ヶ月分に相当する額(接続申込者が月ごとに想定される負担額を前払いする等の理由を示し、それが合理的であると当社が判断した場合は減額するものとします。また、次号の規定によるものと重複する部分を除きます。)
 - (2) 協定が消滅するとした場合に、第65条(網改造料の支払義務)第3項又は第4項の規定に基づき接続申込者が負担すべき網改造料に相当する額(接続申込者からの網改造料の支払いに応じて減額するものとします。)

- 3 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、その接続申込者が負担すべき工事費及び手続費の額(前項第1号の規定によるものと重複する部分を除き、当社が計算して接続申込者に請求するものとします。以下この項において「工事費等」といいます。))について、前払い、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。この場合において、工事費等の前払額と実績額に差額が生じたときは、当社及び接続申込者は必要な精算を行うものとします。
- 4 第1項の規定に該当する接続申込者は、当社が必要であると判断し請求した場合には、協定が消滅するとした場合において接続申込者が負担すべき費用(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用の額並びに接続申込者の接続に必要な装置等を撤去するために要する費用の額を含み、第2項各号及び前項の規定によるものと重複する部分を除きます。))に相当する額(当社が計算して接続申込者に請求するものとします。))について、当社が定める期日までに、預託金の預け入れ又は金融機関等の債務保証により、債務の履行を担保することを要するものとします。
- 5 第1項及び第4項に規定する担保措置を要する期間は、担保措置が行われてから1年間とします。この場合において、期間満了時に、その接続申込者が、第1項各号のいずれにも該当しないとする根拠を示し、当社がそのことを確認できたときに、その接続申込者は担保措置を要しないこととなるものとし、当社は預け入れられた預託金の返還等を行うものとします。
- ただし、期間満了時において、当社が、その接続申込者について、第1項各号に定める事由のいずれにも該当しないことを確認できないときは、担保措置を要する期間を更に1年間延長するものとし、以後の期間において同様に取扱うものとします。
- 6 当社は、接続申込者から預け入れられた預託金には利息を付さないものとします。

第7節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第79条 協定事業者は、料金等(この条において割増金及び延滞利息を除きます。))の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。))の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

(延滞利息)

第80条 協定事業者は、料金等(この条において延滞利息を除きます。))について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いのあった日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払うことを要します。

第8節 債権譲受等

(債権譲受)

第81条 当社は、第55条(接続形態)に規定する接続形態のうち当社から発信し協定事業者に接続する通信について、協定事業者の役務提供区間(その接続における当社の役務提供区間を含む場合があります。))に関し、契約者が支払うべき料金の債権をその協定事業者から譲り受けることがあります。

(債権譲渡)

第82条 当社は、第55条(接続形態)に規定する接続形態のうち協定事業者から発信し当社に接続する通信について、当社の役務提供区間(その接続における一部の協定事業者の役務提供区間を含む場合があります。))に関し、契約者が支払うべき料金の債権を協定事業者に譲渡することがあります。

第 9 節 端数処理

(端数処理)

第 83 条 当社は、料金等その他の計算において、別に定める場合を除きその計算結果に 1 円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てます。

第 11 章 技術的条件

(技術的条件)

第 84 条 当社は、第 4 条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所における技術的条件を、技術的条件集に規定します。

第 12 章 損害賠償

(責任の制限)

第 85 条 当社又は協定事業者は、接続が行われなかったことに伴い発生する逸失利益又はその契約者に対し行う損害賠償の事務処理に通常要する費用について、相手方に対し求償しないこととします。

2 前項の規定にかかわらず、当社又は協定事業者は、利用者料金が役務区間合算料金である場合において、相手方の責めに帰すべき事由により自己の契約約款で定めるところに従いその契約者に損害賠償を行ったときは、当社及び協定事業者は、その費用の負担について協議するものとします。

3 第 1 項の規定にかかわらず、当社は、協定事業者が自らの契約者に使用を許容する移動無線装置により当社の電気通信設備に不具合が生じた場合には、その不具合により当社に発生した損害額(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。)を協定事業者に請求できるものとします。

(解除等の場合の取扱い)

第 86 条 当社又は協定事業者は、協定が解除された場合又は消滅した場合には、その原因を有する相手方に対し、解除又は消滅により発生した損害額(新たに発生する費用(当社の電気通信設備及び周辺設備等の原状復旧に要する費用を含みます。)及びそれまでに既に発生した費用に消費税相当額を加算した額(個別建設契約、接続用ソフトウェア開発契約又はその他の工事に係る契約の規定により算定するときは、その額とします。))を含みます。)の支払いを請求できるものとします。

2 前項の規定は、当社又は協定事業者が協定に違反し相手方に損害が発生した場合に準用します。

(トラヒック又は回線数が乖離した場合の取扱い)

第 87 条 当社は、協定事業者から予め提出されたトラヒック又は回線数の予測値と実績値との間に著しい乖離が生じた場合において、当社の第 2 種指定電気通信設備に著しい過不足が生じたときは、協定事業者はその過不足の調整に必要な費用の負担を請求することができるものとします。

ただし、当該乖離が協定事業者の責めに帰することができない事情により発生した場合には、この限りではありません。

(免責)

第 88 条 当社は、接続に係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)に関する土地、建物、その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しないものとします。

2 当社は、この約款又は協定に基づく変更により協定事業者の電気通信設備又は当社の接続用設備若しくは接続用ソフトウェア(以下この条において「協定事業者の電気通信設備等」といいます。)の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

3 第 61 条(接続の中止)に規定する接続の中止により、当社又は協定事業者の電気通信設備の改造等を要することになる場合であっても、相手方の電気通信設備の改造等に要する費用について相互に負担しないものとします。

ただし、協定事業者の電気通信設備等の改造等に要する費用のうち、当社の責めに帰すべき事由がある場合にはその部分の負担について、当社は、協定事業者と協議するものとします。

第 13 章 利用者への責任に関する事項

(利用者料金の設定)

第 89 条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金(通信料に限ります。以下この章において同じとします。)には、役務区間合算料金又は役務区間単位料金があります。

2 利用者料金を設定する電気通信事業者は、第 55 条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表第 2 第 3 表(利用者料金設定事業者)に掲げるとおりとします。

(利用者料金の請求)

第 90 条 相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その料金債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、第 55 条(接続形態)に規定する接続形態ごとに、別表第 2 第 3 表(利用者料金請求事業者)に掲げるとおりとします。

(ローミングに係る特例)

第 91 条 第 55 条(接続形態)に規定する接続形態のうち、当社、携帯電話事業者、PHS 事業者又は IP 電話事業者が発信に係る電気通信事業者となる接続形態において、その契約約款等に従ってその通信に係る債権を他の携帯電話事業者、PHS 事業者又は IP 電話事業者に譲渡したときは、その通信に係る利用者料金の債権を利用者に請求し、回収する電気通信事業者は、前条の規定にかかわらず、債権を譲り受けた電気通信事業者とします。

(利用者料金の課金)

第 92 条 第 90 条(利用者料金の請求)に規定する電気通信事業者は、利用者料金が役務区間単位料金であるときは自己の役務提供区間の通信に係る利用者料金について、利用者料金が役務区間合算料金であるときは相互接続通信及び他社相互接続通信に係る利用者料金について、その課金を行うこととします。ただし、別表 2(接続形態)に別段の定めがある場合は、この限りではありません。

(利用者からの苦情又は故障修理の請求等に対する対応)

第 93 条 利用者料金を設定する電気通信事業者は、利用者からの通信料金若しくはサービス内容に関する問合せ又はその他の苦情の受け付け及び対応を行うことを要します。

ただし、第 55 条(接続形態)に規定する接続形態のうち利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合には、利用者料金に係る苦情の受け付け及び対応は、利用者料金設定事業者及び利用者料金請求事業者が行うことを要します。

2 当社又は協定事業者は、利用者からの接続に係る故障修理の請求等の受け付けを行うこととし、その故障の修理及び措置は故障の発生原因を有する電気通信事業者が行うものとします。この場合において、当社は、故障修理の請求等の対応に係る具体的事項について、協定事業者と協議の上定める保守確認事項に規定します。

第 14 章 当社の通信用建物等における取扱い

(当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合の取扱い)

第 94 条 当社の通信用建物等に相互接続点を設置する場合において、接続申込者が当社の通信用建物等に設置可能な設備は、回線終端装置及びその他付随設備等(当社が技術的、経済的等の観点から当社の通信用建物等に設置することが適切であると判断した電気通信設備に限ります。)とします。

(接続申込者等が接続に必要な装置等の設置又は保守を行う場合の立入り)

第 95 条 接続申込者又は接続に必要な装置等の設置若しくは保守を行う者としてその接続申込者が指定した者(その接続に必要な装置等以外の設備にあたる作業を行う場合にあっては、当社が別に定める当社の通信用建物等において工事若しくは保守を行うことができる団体の基準を満たす団体の被用者に限ります。)は、接続に必要な装置等の設置又は保守のために当社の通信用建物等に立ち入ることができます。この場合において、接続申込者は、事前に立入りを行う当社の通信用建物等の名称、日時等の必要事項を当社の事務取扱所に通知し、当社の承諾を受けることを要します。

2 接続申込者又は接続申込者が指定した者が当社の通信用建物等に立ち入る場合において、当社又は当社が指定する者の立ち合いを要する場合があります。

(工事等の制限)

第 96 条 次の各号に規定する事由があるときは、当社は、通信の確保に必要な合理的な期間について、接続申込者が当社の通信用建物等に立ち入ることを制限し又は必要な条件を付すことがあります。

- (1) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 42 条第 1 項の保安規定に基づき当社の通信用建物等に設置する事業用電気工作物の点検を行うとき。
- (2) 天災、事変その他の非常事態が発生し、当社の通信用建物等が損壊したとき。
- (3) 天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合であって、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保若しくは秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信又は電気通信施行規則第 55 条の通信を優先的に取り扱うために必要なとき。
- (4) 国又は地方公共団体から通信の確保に関する要請があったとき。
- (5) 公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)に基づく選挙が行われるとき。
- (6) 先進国首脳会合その他これに準ずる重要な国際会議が行われるとき。
- (7) 国際機関、外国政府の機関その他これに準ずる重要な組織の長又はこれに準ずる者が来日するとき。
- (8) 前 3 号に掲げる行事に準ずる重要な国又は地方公共団体の行事が行われるとき。

第 15 章 雑則

(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)

第 97 条 当社は、協定事業者(国際系事業者に限ります。以下この条において同じとします。)から、お客様情報照会書により 3G 通信サービスの契約者に関する情報(協定事業者の業務の遂行上必要な情報と当社が判断したものに限り、以下「契約者情報」といいます。)の提供を求められたときは、次の各号のいずれにも該当する場合に限り、その提供を求められた契約者情報(その契約者の住所等が変更されているときは、変更後の契約者の住所等とします。)を提供します。この場合において、当社は、契約者情報の提供対象となる契約者(以下この条において「対象契約者」といいます。)の氏名及び契約者回線番号等の不一致等により回答できないときは、その旨を協定事業者へ通知します。

- (1) 対象契約者がその協定事業者の契約者であること。
 - (2) 対象契約者の氏名及び契約者回線番号等が、当社の契約者の氏名及び契約者回線番号等と一致すること。
 - (3) その協定事業者が、その契約者情報の提供を当社から受け取ることに付いて、対象契約者の同意を書面により得ていること。
 - (4) 協定事業者は、提供された契約者情報の取扱いにあたって、「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成 16 年総務省告示第 695 号)」等の法令(以下「個人情報保護ガイドライン等」といいます。)を遵守すること。
 - (5) その他契約者情報の提供にあたって、当社の業務の遂行上支障がないこと。
- 2 当社は、協定事業者から前項に規定する契約者情報の提供を求められた場合であつて、3G 通信サービス契約約款に定める住所変更等があつたときは、その異動内容及び異動年月日の情報を提供します。
- 3 当社は、協定事業者から 3G 通信サービスの契約者に係る契約者回線番号等の異動情報の提供を求められた場合は、第 1 項各号の規定に加え、次の場合に限り、その求められた情報を当社が別に定める方法により提供します。ただし、この場合において第 1 項第 2 号に定める規定については、契約者の氏名を含まないものとします。
- (1) 協定事業者が当社に、当社が情報提供処理に必要な対象契約者の契約者回線番号等の情報を当社が別に定める方法により提供すること。
 - (2) 協定事業者の使用目的が料金請求、回収等特に業務遂行上必要な用途であること。
- 4 当社は、契約者情報の提供にあつて必要であると判断したときは、その協定事業者へその契約者の同意書の提出を求めることがあります。
- 5 情報提供にあたり、契約者から苦情、訴え等があつた場合には、協定事業者は、その責任により対応することとします。この場合において、当社は責任を負いません。
- 6 契約者情報の提供に係る具体的な事務処理については、当社と協定事業者との協議の上定める国際電話利用契約者情報の提供に関する事業者間確認事項に規定します。

(接続の手続き等に関する情報等の提供)

第 97 条の 2 当社は、接続協議等に関する情報、並びに 3G 通信サービス及び 4G 通信サービスに係る営業区域に関する情報並びに別表 2 に掲げる直収パケット接続装置機能に係る網改造料の目安の金額について、接続申込者がインターネットホームページを通じて閲覧できるようにします。

(開通システム等に関する情報等の提供)

第 97 条の 3 当社は、接続申込者から請求があるときは、第 28 条の 2(開通システム等の利用の申込み)に規定する開通システム、3G チップ、第 37 条の 2(移動無線装置に係る確認試験の実施)に規定する移動無線装置に係る確認試験(当社の第 2 種指定電気通信設備と接続申込者の電気通信設備との接続に関係がないと当社が判断したものを除きます。)並びにその試験の標準的な料金(試験の内容をあらかじめ確認させて頂く場合があります。)、料金表第 1 表(接

続料金)第1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額、料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金について、第75条第2項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第4項に規定する精算接続料として変更したものに限り)及び料金表第4表(その他の費用)第1に規定する費用の額について、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率並びに原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報、又は料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)2(料金額)に規定する料金額について、第二種指定設備管理運営費、対象設備等の正味固定資産価額及び需要に係る予測(過去の実績及び予測対象年度における見込みを含みます。)に用いた具体的な算定方法(計算式等具体的な考え方を含みます。)に関する情報並びに第75条第2項に基づき変更した後の料金額(第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第4項に規定する精算接続料として第17条第4項に基づき変更したものに限り)の、変更する前の料金額との原価、利潤及び需要との比率に関する情報を、当社が指定する事務取扱所において提供するものとします。

2 前項に規定する情報のほか、第75条(接続料金の適及適用)に基づき、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)に規定する料金額及び料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式の網使用料)2(料金額)に規定する料金額を変更しようとするときの、原価に係る事業年度の需要の対前年度比に関する情報について、当社は、接続申込者から請求があるときは、当該年度経過後6か月を経過する日から提供します。

(開通システム又は3Gチップの機能及びその他の提供条件の追加等の情報)

第97条の4 前条及び前々条の規定によるほか、当社は、開通システム又は3Gチップの機能及びその他の提供条件の追加又は変更に係る情報及びふくそう、事故等により当社の電気通信役務の提供に生じた支障に関する情報を、当社が定める方法により協定事業者へ通知することとします。

(様式)

第98条 この約款の規定に基づく協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)からの申込み及びその申込みに対する当社からの回答は、別表3(様式)に規定する様式によるものとします。

ただし、別表3に様式の定めがないものについては、協定事業者は、任意の様式により申し込むことができます。

(承諾の限界)

第99条 当社は、協定事業者(接続申込者を含みます。以下この条において同じとします。)から工事又は手続き等の請求があった場合に、この約款において別段の定めがある場合のほか、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又はその請求を承諾することによって保守することが著しく困難であるとき等当社の業務の遂行上支障があるとき、又は協定事業者が接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合には、その理由をその請求した協定事業者へ書面により通知します。

(双務的条件)

第100条 協定事業者は、当社と協定を締結するときは、この約款の第7条(当社の接続対象地域)、第16条(接続用設備の設置又は改修の申込み)から第26条(接続用ソフトウェアの開発の中止)まで、第29条(瑕疵)、第40条(協定上の地位の移転又は承継)、第41条(権利及び義務の譲渡)、第44条(当社が行う協定の解除)、第52条(協定事業者の切分責任)、第54条(第三者への債権譲渡等)、第56条(相互接続通信の切断等)、第59条(接続の一時中断)、第60条(接続の停止)、第61条(接続の中止)、第62条(工事又は手続き等の停止及び中止)、第73条(期限の利益喪失)、第74条(相殺)、第79条(割増金)、第80条(延滞利息)、第87条(トラフィック又は回線数が乖離した場合の取扱い)、第88条(免責)及び第99条(承諾の限界)において規定する条件と同等の条件で双務的に協定を締結することができます。この場合において、協定事業者が届出電気通信事業者である場合は、第7条(当社の接続対象地域)に「事業法第9条又は第13条の規定により登録を受け又は変更された業務区域」とあるのは「事業法第16条の規定により届け出た業務区域」に読み替えるものとします。

- 2 協定事業者は、その電気通信設備の設置又は改修に要する概算額及びその内訳等の通知について、第 11 条(事前調査の回答)第 3 項に準じて取扱うこととします。

(協議が調わない場合の取扱い)

第 101 条 当社及び接続申込者は、協議が調わない場合には、事業法第 154 条第 1 項若しくは第 157 条第 1 項に規定するあっせん又は同法第 155 条第 1 項若しくは第 157 条第 3 項に規定する仲裁により解決を図ることができるものとします。

- 2 当社は、前項の場合において、接続申込者が事業法第 155 条第 1 項若しくは第 157 条第 3 項に規定する仲裁の申請を申し入れた場合には、合理的な理由があるときに限り、その申請に同意することとします。

料金表

通則

(消費税相当額の加算)

- 1 第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)から第 67 条の 3(3G チップの利用に係る費用の支払義務)までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金等の支払いを要するものとされている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。

(料金等の減免)

- 2 当社は、災害が発生したときは、当社が別に定める公衆電話から発信する通信について、第 64 条(従量制の網使用料の支払義務)の規定にかかわらず、臨時に料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)2(料金額) 第 1 欄、第 2 欄及び第 3 欄に規定する料金額を減免する場合があります。

第1表 接続料金

第1 網使用料

1 適用

料金表第1表(接続料金)第1の2(将来原価方式対象機能の網使用料)以外の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

網使用料の適用	
(1) 網使用料の適用対象	網使用料は、次の基本的な接続機能(第4条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所において当社又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。)に適用します。 ただし、別表2第2表(利用者料金設定事業者)において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る機能については、この限りではありません。 ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する機能 イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能
(2) 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料の取り扱い	ア 00XY MVNO 回線管理機能に係る網使用料については、日割りは行いません。 イ 暦月の末日の契約者回線数に応じて支払いを要するものとします。

2 料金額

区 分	単 位	料 金 額	備 考
(1) 通話モード接続機能	1 秒ごとに	0.050837 円	—
(2) IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	1 秒ごとに	0.091506 円	—
(3) MNP 転送機能	1 秒ごとに	0.006667 円	—
(4) メッセージ通信モード接続機能	1 通信ごとに	0.484783 円	—
(5) (削除)			
(6) (削除)			
(7) 00XY MVNO 回線管理機能	1 契約者回線ごとに	92 円	月額

第1の2 将来原価方式対象機能の網使用料

1 適用

第二種指定電気通信設備接続料規則第13条第2項に定める将来原価方式対象機能の網使用料の適用については、第64条(従量制の網使用料の支払義務)及び第64条の2(定額制の網使用料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

なお、料金額のうち、適用対象期間が到来していない料金については、適用対象期間までの間に料金額が変更になる場合があります。

網使用料の適用	
網使用料の適用対象	網使用料は、次の基本的な接続機能(第4条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所において当社及び特定事業者又は協定事業者が共通して利用可能な標準的機能をいいます。)に適用します。 ア 電気通信番号規則に規定する電気通信番号により音声又はデータを疎通する

	機能
	イ 事業者間料金精算を行うために必要となる機能

2 料金額

区 分	適用対象期間	単 位	料 金 額	備 考
(1) 直収バケット接続機能 (L2 接続)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	187,960 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	18,796 円	月額
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	188,327 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	18,832 円	月額
	令和5年4月1日から 令和6年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	126,328 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	12,632 円	月額
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	98,955 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	9,895 円	月額
(2) 5G(NSA 方式)直収バ ケット接続機能(L2 接続)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	187,960 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	18,796 円	月額
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	188,327 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	18,832 円	月額
	令和5年4月1日から 令和6年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	126,328 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	12,632 円	月額
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日までの 間に限り適用します。	(ア) 10Mbps のもの	98,955 円	月額
		(イ) 10Mbps を超え 1Mbps ごとに	9,895 円	月額
(3) MVNO 回線管理機能	令和3年4月1日から 令和4年3月31日までの 間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	92 円	月額
	令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの 間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	81 円	月額
	令和5年4月1日から 令和6年3月31日までの 間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	87 円	月額
	令和6年4月1日から 令和7年3月31日までの 間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	85 円	月額
	令和7年4月1日から 令和8年3月31日までの 間に限り適用します。	1 契約者回線ごとに	82 円	月額

第2 網改造料

1 適用

網改造料の適用については、第65条(網改造料の支払義務)の規定によるほか、次のとおりとします。

網改造料の適用	
(1) 網改造料の適用対象	網改造料は、第1(網使用料)1(適用)(1)に規定する基本的な接続機能以外の機能に適用します。 ただし、別表2第2表(利用者料金設定事業者)において当社が利用者料金設定事業者となる接続形態に係る機能については、この限りではありません。
(2) 網改造料の按分	ア 網改造料の対象となる機能について、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。 (ア) (イ)以外のもの 当社又は複数の協定事業者が使用することとなったときは、当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。 ただし、その利用者料金が役務区間単位料金であるときは、協定事業者が負担する額を協議により決定するものとします。 (イ) 第4条(標準的な接続箇所)に規定する標準的な接続箇所から相互接続点までの間の伝送路に係るもの 別表2第2表(利用者料金設定事業者)において当社及び協定事業者が利用者料金設定事業者となるときは、その接続において当社が利用者料金を設定した通信と協定事業者が利用者料金を設定した通信のトラヒックに応じた分をその協定事業者に適用します。 イ アの(ア)に該当する場合において、その按分した額が、協定事業者(現にその機能を利用している者に限ります。以下この欄及び(3)欄において同じとします。)が既に負担した額を下回るときは、当社は、その差額を協定事業者に返還するものとします。
(3) 接続用設備の撤去等に伴う費用の個別負担	協定事業者は、第30条(更改)又は第32条(対象設備の除却又は転用)の規定に基づき当社が接続用設備を更改した場合又は撤去した場合においては撤去に伴い発生する費用、当社がその接続用設備を転用した場合においては転用に伴い発生する費用の支払いを要します。
(4) 他事業者の役務の提供を受けた場合の網改造料の負担額	網改造料の対象となる機能について、当社が他事業者の役務の提供を受けた場合は、2(料金額)の規定にかかわらず、その役務の提供を受けるために要した費用を網改造料として適用します。

2 料金額

網改造料は、次表のとおりとします。

2-1 算出式

項目	内 容
年 額 料 金	年額料金 = (1)本体設備使用料 + (2)土地建物使用料 (1)本体設備使用料 = 減価償却費 + 設備管理費 (2)土地建物使用料 = ①土地使用料 + ②建物使用料 ① 土地使用料 = 設備管理費 ② 建物使用料 = 減価償却費 + 設備管理費 ただし、第 31 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、当該設備の法定耐用年数が経過するまでの間、次の算出式により算定した料金額を減額します。 料金額 = 当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金 × 12
減 価 償 却 費	減価償却費は次の算出式により算定します。 減価償却費 = 当該設備の創設費 / 法定耐用年数 ア 上記の算出式にかかわらず、法定耐用年数経過後においても更改していないときは、上記に定める減価償却費の支払いを要しません。 イ 当該設備の創設費は次の算出式により算定します。 当該設備の創設費 = (物品費 + 取付費) × (1 + 諸掛费率) ただし、(2) ②の当該建物の創設費は、上記算出にかかわらず、当該建物に係る建物費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 ウ 諸掛费率は 2-2 にあります。
設 備 管 理 費	設備管理費は次の算出式により算出します。 設備管理費 = 当該設備の創設費 × 設備管理费率 ア 当該設備の創設費については、減価償却費に係る欄のイの算出式によります。 ただし、(2) ①の当該土地の創設費は、減価償却費に係る欄のイの算出式にかかわらず、当該土地に係る購入費用に当該設備の占有度を乗じて算定します。 イ 設備管理费率は 2-2 にあります。
月 額 料 金	当該設備の月額料金は、年額料金の 12 分の 1 とします。

2-1 の 2 対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額

第 30 条(更改)又は第 31 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)第 1 項の規定に基づき、当社又は協定事業者が対象設備を更改又は利用中止する場合は、それぞれ次の算出式により協定事業者が負担する料金額を算定します。

(1) 当社が対象設備を除却する場合

ア 当該設備が法定耐用年数を経過していない場合

料金額 = 未償却残高 + 撤去工事費

(ア) 未償却残高は、次の算出式により算定します。

$$\text{未償却残高} = \text{当該設備の創設費} \times \text{法定耐用年数残存期間比率}$$

① 当該設備の創設費は、2-1(算出式)の減価償却費に係る欄の算出式によります。(2-1 の 2(対象設備を更改又は利用中止する場合の料金額)において同じとします。)

② 法定耐用年数残存期間比率は、次の算出式により算定します。

$$\text{法定耐用年数残存期間比率} = \text{法定耐用年数経過までの月数(当該設備が撤去される期日を含む月の翌月から、当該設備の法定耐用年数が経過する期日を含む月までの間の月数をいいます。以下同じとします。)} / (\text{法定耐用年数} \times 12)$$

(イ) 撤去工事費は、次の算出式により算定する実費とします。この場合において第2表(工事費)2(工事費の額)2-3(2-2 に適用する作業単金)に規定する作業単金を適用します。

$$\text{撤去工事費} = \text{作業単金} \times \text{作業時間}$$

イ 当該設備が法定耐用年数を経過している場合

$$\text{料金額} = \text{撤去工事費}$$

撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する撤去工事に要した実費とします。

(2) 当社が対象設備を転用する場合

$$\text{料金額} = \text{未償却残高} + \text{撤去工事費} - \text{転用物品価額}$$

ア 未償却残高は、上記(1)ア(ア)に規定する算出式により算定します。

イ 撤去工事費は、上記(1)ア(イ)に規定する算出式により算定する撤去工事に要した実費とします。

ウ 転用物品価額は、次の算出式により算定します。

$$\text{転用物品価額} = \text{当該設備の創設費} - \text{当該設備の償却累計額}$$

2-1 の 3 複数の協定事業者が現に利用している対象設備について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合の料金額

第31条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)の規定に基づき、複数の協定事業者が現に利用している接続用設備等(法定耐用年数を経過していないものに限り、)について、一部の協定事業者がその利用を中止する場合は、次の算出式により当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する料金額を算定します。ただし、全ての協定事業者に別段の合意があり、当社の承諾を受けた場合は、この限りではありません。

$$\text{料金額} = \text{当該設備の利用を中止する協定事業者が負担する当該設備に係る網改造料の利用中止直近の月額料金} \times \text{法定耐用年数経過までの月数}$$

2-2 年額料金の算定に係る比率

区 分		内 容
諸掛費率		対象設備に応じて定めます。
設備管理費率	法定耐用年数期間内	0.082
	法定耐用年数経過後	0.065

第2表 工事費

1 適用

区 分	内 容
(1) 実費の適用	2 (工事費の額) 2-1 に掲げる工事費の額は、2-2 に規定する算出式により算定する実費とします。この場合 2-3 に規定する作業単金を適用するものとします。 第 36 条(その他の工事に係る契約の締結)に規定する契約を締結した後に、作業単金に変更された場合は、その工事費については、なお従前の作業単金が適用されるものとします。
(2) 工事費の按分	ア 利用者料金が役務区間単位料金である場合において、2 (工事費の額) 2-1 第 1 欄に掲げる工事費について協定事業者の負担額を協議により決定することとします。 イ 複数の協定事業者の工事を同時に実施する場合において、2 (工事費の額) 2-1 第 2 欄イに掲げる工事費は、2 (工事費の額) に定める料金額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。ただし、適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、2(工事費の額)2-2 に規定する算出式により算定した額を当社が指定する方法で按分した額をそれぞれの協定事業者に適用します。

2 工事費の額

2-1 工事費

区 分		単 位	工事費の額	備 考
(1) トランスレータ変更工事費	当社の電気通信設備において相互接続通信の経路を決定するために、協定事業者の電気通信番号を加入者交換機又は中継交換機に設定する工事に要する費用	1 工事ごとに	1(適用)第 1 欄のとおり	—
(2) 直収パケット接続に係るデータ設定工事費	第 4 条(標準的な接続箇所)表中第 2 欄	ア イ以外の場合	1 工事ごとに	1(適用)第 1 欄のとおり
	に規定する接続箇所における接続に係る IP アドレス、ルーティング設定等情報を登録する工事に要する費用	イ 接続回線帯域幅の変更に係る工事	1 工事ごとに	33,655 円 適用時間帯は、平日昼間に限るものとし、適用時間帯が平日昼間以外となるものについては、1(適用)第 1 欄のとおりとします。
(3) 00XY 自動付与機能に係る設定工事費	00XY 自動付与機能により当社の加入者交換機又は中継交換機で自動的に付与する事業者識別番号を設定又は変更する工事に要する費用	1 工事ごとに	1(適用)第 1 欄のとおり	—

2-2 算出式

工事費 = 作業単金 × 作業時間

2-3 2-2 に適用する作業単金

区 分	適 用 時 間 帯	単 位	内 容
平日昼間	9 時から 17 時 45 分までの間	一人あたり 1 時間 ごとに	6,731 円
平日夜間	5 時から 9 時までの間 及び 17 時 45 分から 22 時までの間	一人あたり 1 時間 ごとに	7,639 円
平日深夜	0 時から 5 時までの間 及び 22 時から 24 時までの間	一人あたり 1 時間 ごとに	8,547 円
土日祝日昼夜間	5 時から 22 時までの間	一人あたり 1 時間 ごとに	8,003 円
土日祝日深夜	0 時から 5 時までの間 及び 22 時から 24 時までの間	一人あたり 1 時間 ごとに	8,910 円

第3表 手続費

区 分		単 位	手続費の額
(1) 料金回収手続費	別表 2(接続形態)第 2 表において協定事業者が利用者料金設定事業者となる接続形態であって、同別表第 3 表において当社が行う利用者料金の回収業務に要する費用	当社が回収する利用者料金ごとに	4.4%
(2) お客様情報照会書作成手続費	第 97 条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第 1 項及び第 2 項の規定により、当社の契約者情報又は異動情報を提供する場合の手続きに要する費用	1 件ごとに	300 円
(3) 契約者情報提供手続費	第 97 条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)第 3 項の規定により、当社の契約者の契約者回線番号等の異動情報を媒体により提供する場合の手続きに要する費用	1 巻ごとに又は 1 枚ごとに	10,000 円
(4) MVNO サービス契約に係る回線の登録又は変更手続費	MVNO サービス契約に係る回線の登録又は変更をするための手続きに要する費用	1 回線ごとに	3G 通信サービス契約約款に規定する手続きに関する料金に相当する額とします。
(5) (1)～(4)以外の手続費	—	—	実費

第4表 その他の費用

第1 3Gチップの利用に係る費用

区 分		単 位	形 状	料 金 額	備 考
3Gチップの利用に係る費用	3Gチップの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	1枚ごとに	Plug-in UICC(標準タイプ)、 Mini-UICC(microタイプ) 又は4FF(nanoタイプ)	201円	直収パケット 接続機能、 5G(NSA方式)直収パケット接続機能及び 00XY自動付与機能での利用が可能です。

第2 開通システムの利用に係る費用

区 分		単 位	料 金 額	備 考
開通システムの利用に係る費用	開通システムの利用の申込みを行い、当社がその申込みを承諾したときに要する費用	1セットごとに	30,000円	月額

別表 1 接続により提供する機能

1-1 基本接続機能

機能の区分	機能の内容	備考
通話モード接続機能	相互接続点と当社の 3G 通信サービス契約者回線又は 4G 通信サービス契約者回線との間の相互接続通信(通話モードに限ります。)を伝送交換する機能	—
IMT-2000 方式(デジタル通信モード)接続機能	相互接続点と当社の 3G 通信サービス契約者回線との間の相互接続通信(デジタル通信モードに限ります。)を伝送交換する機能	—
MNP 転送機能	MNP において、当社が移転元事業者となる場合であつて、相互接続通信の接続経路を移転先事業者に設定する機能(3G 通信サービス契約約款に定める番号移行の場合を含みます。)	—
メッセージ通信モード接続機能	相互接続点と当社の 3G 通信サービス契約者回線との間の相互接続通信(メッセージ通信モードに限ります。)を伝送交換する機能	—
直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、3G 特定接続サービス及び 4G 特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	—
5G(NSA 方式)直収パケット接続機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の、3G 特定接続サービス、4G 特定接続サービス及び 5G 特定接続サービスによる通信を直収パケット交換機を介して、当社と特定事業者が一体的に運用する機能	—
MVNO 回線管理機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線(MVNO サービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。)に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能(00XY MVNO 回線管理機能にかかる機能を除きます。)	—
00XY 自動付与機能	仮想携帯電話事業者が指定する相互接続点と、仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者回線との間の 3G 特定接続サービス及び 4G 特定接続サービスによる、電気通信番号(電気通信番号規則別表第 1 号、第 4 号及び第 6 号に規定する電気通信番号に限ります。)に係	MVNO サービス契約以外の契約者回線は利用できません。 1 の仮想携帯電話

	る通信(通話に限ります。))について、仮想携帯電話事業者が希望する電気通信番号規則別表第 10 号に規定する事業者設備識別番号を自動的に付与する機能	事業者につき 1 の事業者識別番号を希望することができます。
00XY MVNO 回線管理機能	00XY 自動付与機能を利用する仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社又は特定事業者の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線(MVNO サービス契約に係る回線の開通を行ったものを含みます。))に係る情報の管理を行うとともに網使用料を請求する機能	—

1-2 個別占有的接続機能

機能の区分	機能の内容	備考	按分方法
直収パケット接続装置機能	仮想携帯電話事業者の MVNO サービス契約の契約者が指定する移動無線装置と当社の無線基地局設備との間に設定される電気通信回線と、その仮想携帯電話事業者の電気通信設備との間の通信を直収パケット交換機を介して行うために必要となる接続装置を利用する機能	網改造料の支払いを要します。	接続装置において利用するポート数

別表2 接続形態

1 適用

区 分	内 容																				
(1) 事業者の区分	本表においては、左欄の用語はそれぞれ右欄の意味で使用します。 <table><tr><td>発信事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者</td></tr><tr><td>着信事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者</td></tr><tr><td>経由事業者</td><td>利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)</td></tr><tr><td>地域</td><td>端末系事業者、IP電話事業者</td></tr><tr><td>中継</td><td>中継事業者</td></tr><tr><td>国際</td><td>国際系事業者</td></tr><tr><td>携帯</td><td>携帯電話事業者</td></tr><tr><td>PHS</td><td>PHS事業者</td></tr><tr><td>SCP</td><td>自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者</td></tr><tr><td>MVNO</td><td>仮想携帯電話事業者</td></tr></table>	発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者	着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者	経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)	地域	端末系事業者、IP電話事業者	中継	中継事業者	国際	国際系事業者	携帯	携帯電話事業者	PHS	PHS事業者	SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者	MVNO	仮想携帯電話事業者
発信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その利用者と直接接続する電気通信事業者																				
着信事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、通信を行う相手に直接接続する電気通信事業者																				
経由事業者	利用者が通信の発信を行う場合に、その通信が経由する電気通信設備を設置する電気通信事業者(発信事業者及び着信事業者を除きます。)																				
地域	端末系事業者、IP電話事業者																				
中継	中継事業者																				
国際	国際系事業者																				
携帯	携帯電話事業者																				
PHS	PHS事業者																				
SCP	自ら設置したサービス制御装置を用いて契約者向けサービスを提供する電気通信事業者																				
MVNO	仮想携帯電話事業者																				
(2) 表の適用	本表においては、接続形態を次の各号により規定します。 ア 「発信事業者」欄に示す事業者から発信し、「経由事業者」欄に示す事業者(同一の事業者を複数経由する場合を含みます)を経由して「着信事業者」欄に示す事業者に着信する通信。ただし該当の事業者が存在しない場合はその欄を空欄とし、右の「着信事業者」欄に示す事業者に着信するものとします。なお、技術的条件集第2章第6節対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態は2-2表に規定します。2-2表に規定する発信事業者欄、着信事業者欄、利用者料金設定事業者欄、利用者料金請求事業者欄又は網使用料支払事業者欄において「協定事業者」と記述がある場合には、当社以外の全ての事業者に適用できるものとします。 イ 各表適用欄においては、左欄の記号はそれぞれ右欄の意味で使用します。 表の適用記載内容 <table><tr><td>(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信</td></tr><tr><td>(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信</td></tr><tr><td>(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信</td></tr><tr><td>(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能、5G(NSA方式)直収パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信</td></tr></table> ウ 経由事業者の中継事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の中継事業者を「中継(n)」と表します。 エ 本表の第1表各欄におけるそれぞれの事業者の区間には専用役務等区間を含む場合があります。 オ 発信事業者から着信事業者に携帯電話事業者が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の携帯電話事業者を「携帯(n)」と表します。 カ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、当社が発信事業者となる場合は「当社(発)」と表し、着信事業者となる場合は「当社(着)」と表します。 キ 協定事業者が当社のMNPリダイレクション機能を利用した場合の接続形態は省略するものとします。 ク 文字メッセージ通信において、MNPが行われた場合の接続形態は省略するものとします。 ケ 「経由事業者」欄において「中継」を複数記載する場合は、「発信事業者」欄から数えて1番目の「中継」を「中継A」、2番目の「中継」を「中継B」、以降をアルファベット順に表します。 コ 発信事業者から着信事業者に当社が複数存在する場合は、発信事業者から数えてn番目の当社を「当社(n)」と表します。	(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信	(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信	(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信	(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能、5G(NSA方式)直収パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																
(a)第91条(ローミング等に係る特例)に規定する特例を適用する通信																					
(b)当社が協定事業者から課金に係る情報を受信し課金を行う通信																					
(c)第97条(個別契約事業者に対する契約者情報の提供)の規定に基づき契約者番号の提供が可能な通信																					
(d)別表1(接続により提供する機能)1-1(基本接続機能)に規定する直収パケット接続機能、5G(NSA方式)直収パケット接続機能及び00XY自動付与機能に係る通信																					

	サ 本表に規定する接続形態において、着信事業者欄に規定する事業者と利用者料金設定事業者が同一となる(音声伝送役務に限ります。)接続形態は、以下の場合に限りです。 (ア)着信事業者の電気通信設備により制御を行うことにより、電気通信番号計画(令和元年総務省告示第6号)(以下「番号計画」といいます。)に定める付加的役務電話番号又は事業者識別番号を使用する当該着信事業者の契約者向けサービスを実現する場合 (イ)当社が着信事業者となる場合であって、当社が指定する特定の電話番号への着信により当社の契約者向けサービスを実現するとき (ウ)端末系事業者が発信事業者となる場合であって、PHS事業者が着信事業者となるとき (エ)当社が発信事業者となる場合であって、仮想携帯電話事業者が着信事業者となるとき
--	---

2-1 2-2の場合以外の接続形態表

項番	第1表					第2表					第3表					適用	備考
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者		
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
1-1-1	当社					携帯	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-2-1	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-2-2	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
1-2-3	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
1-2-4	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-2-5	当社	中継				地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	番号データベースに着信する呼に限りす
1-2-6	当社					地域	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		番号データベースに着信する呼に限りす
1-3-1	当社	中継				PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
1-3-2	当社					PHS	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
1-4-1	当社					国際	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(c)	国際呼に限りす
2-1-1	携帯					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	データ通信業務に限りす
2-2-1	地域					当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
2-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
2-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
2-2-17	地域	中継	携帯(1)	携帯(2)		当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-	(a)	
2-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	当社			発信-着信	当社			-		
3-2-1	当社					地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社			-		
3-2-2	当社	中継				地域	発信-着信	当社	着信	地域	発信-着信	当社	着信	地域	-		
4-2-1	地域	中継				当社	発信-着信	地域	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-		第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
4-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)	着信	当社	発信-着信	中継(2)			-		
4-2-3	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	地域			-		
4-2-4	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-		
4-2-5	地域	携帯				当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-		
4-2-6	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	SCP			-		
4-2-7	地域	中継	携帯			当社	発信	SCP	経由1-着信	当社	発信-着信	地域			-		
4-2-8	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信	SCP	経由1-着信	当社(着)	発信-着信	SCP			-		
A-2-2	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(a)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-3	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(b)	第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-4	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-5	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		第3表の地域は、地域の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-6	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する場合に限りす
A-2-7	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する場合に限りす
A-2-8	当社					地域	発信-着信	SCP			発信-着信	地域			SCP		着信者に課金する場合に限りす
A-2-9	当社					地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社及び地域			地域	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-10	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	着信者に課金する場合に限りす
A-2-11	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		着信者に課金する場合に限りす
A-2-12	当社	中継				地域	発信-着信	地域			発信-着信	当社			地域	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-13	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-14	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社			中継	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-15	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	地域			中継		着信者に課金する場合に限りす
A-2-16	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		着信者に課金する場合に限りす
A-2-17	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び地域			中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-18	当社	中継				地域	発信-着信	中継			発信-着信	当社及び中継			中継	(a)・(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-19	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社			中継(1)		0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-20	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社			中継(1)	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限りす
A-2-21	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する場合に限りす
A-2-22	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		着信者に課金する場合に限りす 第3表の中継(1)は、中継(1)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります
A-2-23	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(a)	着信者に課金する場合に限りす

項番	第1表					第2表					第3表					第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者			
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者				
A-2-24	当社	中継				地域	発信-着信	中継(1)			発信-着信	当社及び中継(1)			中継(1)		0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限ります	
A-2-25	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)			
A-2-26	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	当社			中継(2)	(b)	0AB0発信課金接続機能を利用する場合に限ります	
A-2-27	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	地域			中継(2)		着信者に課金する場合に限ります	
A-2-28	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限ります 第3表の中継(2)は、中継(2)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります	
A-2-29	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		着信者に課金する場合に限ります	
A-2-30	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	着信者に課金する場合に限ります	
A-2-31	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(3)		着信者に課金する場合に限ります	
A-2-32	当社	中継				地域	発信-着信	中継(2)			発信-着信	SCP			中継(2)		着信者に課金する場合に限ります	
A-2-33	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限ります	
A-2-34	当社	中継				地域	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		着信者に課金する場合に限ります 第3表の中継(3)は、中継(3)の契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります	
A-2-35	当社	中継				地域	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		着信者に課金する場合に限ります	
A-2-36	当社	中継				地域	発信-着信	SCP			発信-着信	SCP			SCP		着信者に課金する場合に限ります 第3表のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります	
A-4-1	当社					国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限ります	
A-4-2	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限ります	
A-4-3	当社	中継				国際	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限ります	
A-4-4	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(c)	国際呼に限ります	
A-4-5	当社	中継				国際	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		国際呼に限ります	
A-4-6	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		国際呼に限ります	
A-4-7	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	国際呼に限ります	
A-4-8	当社	中継				国際	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(c)	国際呼に限ります	
A-4-9	当社	中継				国際	発信-着信	中継(4)			発信-着信	中継(4)			中継(4)		国際呼に限ります	
A-4-10	当社	中継				国際	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(c)	国際呼に限ります	
A-5-1	当社					MVNO	発信-着信	MVNO			発信-着信	MVNO			MVNO	(d)		
B-1-1	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯	(a)		
B-1-2	携帯					当社	発信-着信	携帯			発信-着信	携帯			携帯			
B-1-3	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信-着信	携帯(1)			発信-着信	携帯(1)			携帯(1)			
B-1-5	携帯(1)	携帯(2)				当社	発信	携帯(1)	経由1-着信	携帯(2)	発信	携帯(2)	経由1-着信	携帯(2)	携帯(2)			
B-2-1	地域					当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-2	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-3	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)		
B-2-4	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継			
B-2-5	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)			
B-2-6	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-7	地域	中継				当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-8	地域	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-9	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-10	地域	中継				当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-11	地域	中継				当社	発信-着信	中継(3)			発信-着信	中継(3)			中継(3)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-12	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			
B-2-13	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-14	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-15	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限ります	
B-2-16	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域			

項番	第1表					第2表					第3表				第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者		
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者			
B-2-23	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-24	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-25	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-26	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-27	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継	(a)	電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-33	地域	当社	携帯			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-34	地域	PHS	中継			当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-35	地域	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域	(a)	
B-2-36	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-37	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	中継A			発信-着信	中継A			中継A		
B-2-40	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-41	地域	当社(1)				当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-43	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-44	地域	携帯	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-46	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-47	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-48	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-49	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-50	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-56	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
B-2-57	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-58	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継			発信-着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-59	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-60	地域	中継	携帯	当社(1)		当社(着)	発信-着信	中継(2)			発信-着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす
B-2-63	地域	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	地域			発信-着信	地域			-		
B-2-64	地域	中継				当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-65	地域	中継	携帯			当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-66	地域	携帯				当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-2-67	地域	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	地域			発信-着信	SCP			地域		
B-3-1	PHS	中継				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-3-2	PHS	携帯				当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-3-5	PHS					当社	発信-着信	PHS			発信-着信	PHS			PHS		
B-4-1	国際					当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-2	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-3	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-4	国際	中継				当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継	(c)	国際呼に限りす
B-4-5	国際	中継				当社	発信-着信	中継(1)			発信-着信	中継(1)			中継(1)		国際呼に限りす
B-4-8	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-9	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-10	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継		国際呼に限りす
B-4-11	国際	中継	携帯			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			中継(1)		国際呼に限りす
B-4-14	国際	PHS	中継			当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-15	国際	PHS	中継	携帯		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(a)	国際呼に限りす
B-4-16	国際	中継A	PHS	中継B		当社	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際		国際呼に限りす
B-4-18	国際	当社(1)				当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
B-4-19	国際	中継	当社(1)			当社(着)	発信-着信	国際			発信-着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす
C-2-1	地域	当社				携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		
C-2-4	地域	中継	当社			携帯	発信-着信	地域			発信-着信	地域			地域		

項番	第1表					第2表					第3表					第4表	適用	備考
	発信事業者	経由事業者				着信事業者	利用者料金設定事業者				利用者料金請求事業者				網使用料支払事業者			
	発信	経由1	経由2	経由3	経由4	着信	区間A	設定者	区間B	設定者	区間A	設定者	区間B	設定者				
C-2-5	地域	中継	当社			携帯	発信・着信	中継			発信・着信	地域			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
C-2-6	地域	中継	当社			携帯	発信・着信	中継(1)			発信・着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
C-2-7	地域	中継	当社			携帯	発信・着信	中継(2)			発信・着信	中継(2)			中継(2)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
C-2-11	地域	中継	当社			携帯	発信・着信	中継			発信・着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
C-2-28	地域	中継	当社			携帯	発信・着信	地域			発信・着信	SCP			地域		第3表(料金回収事業者)のSCPは、SCPの契約者との合意により他の協定事業者となる場合があります	
C-2-29	地域	中継	当社			携帯	発信・着信	地域			発信・着信	SCP			地域			
C-4-1	国際	当社				携帯	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際		国際呼に限りす	
C-4-2	国際	当社				携帯	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
C-4-3	国際	中継	当社			携帯	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際		国際呼に限りす	
C-4-4	国際	中継	当社			携帯	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
C-4-5	国際	中継	当社			携帯	発信・着信	国際			発信・着信	国際			中継		国際呼に限りす	
C-4-7	国際	中継	当社			携帯	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際	(c)	国際呼に限りす	
D-2-4	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信・着信	地域(発)			発信・着信	地域(発)			地域(発)			
D-2-5	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信・着信	地域(発)			発信・着信	地域(発)			地域(発)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
D-2-7	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信・着信	中継(1)			発信・着信	中継(1)			中継(1)		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
D-2-9	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信・着信	地域			発信・着信	地域			地域			
D-2-10	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信・着信	中継A(1)			発信・着信	中継A(1)			中継A(1)			
D-2-11	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信・着信	中継A(2)			発信・着信	中継A(2)			中継A(2)			
D-2-12	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信・着信	PHS			発信・着信	SCP			PHS			
D-2-13	地域	当社	中継			PHS	発信・着信	地域			発信・着信	地域			地域			
D-2-14	地域	中継A	当社	中継B		PHS	発信・着信	中継A			発信・着信	中継A			中継A			
D-2-15	地域(発)	中継	当社			地域(着)	発信・着信	中継			発信・着信	中継			中継		電気通信番号規則別表第10号に規定する電気通信番号を付して発信する呼に限りす	
D-2-16	地域(発)	当社				地域(着)	発信・着信	地域(発)			発信・着信	地域(発)			地域(発)			
D-3-1	PHS	中継	当社			地域	発信・着信	PHS			発信・着信	PHS			PHS			
D-4-1	国際	中継	当社			地域	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際		国際呼に限りす	
D-4-2	国際	当社	中継			PHS	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際		国際呼に限りす	
D-4-3	国際	中継A	当社	中継B		PHS	発信・着信	国際			発信・着信	国際			国際		国際呼に限りす	

2-2 対地域/国際事業者IP接続用インタフェースで接続する場合の接続形態

項番	第1表		第2表	第3表	第4表
	発信事業者	着信事業者	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1	当社	協定事業者	当社	当社	-
2	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者	協定事業者
3	当社	協定事業者	協定事業者	当社	協定事業者
4	協定事業者	当社	協定事業者	協定事業者	協定事業者

別表 3 様式

様式第 1(第 9 条第 2 項関係)

事前調査申込書

号
年 月 日

殿

氏名 所属(法人名等)

次の通り、貴社の網との接続等を行いたい(変更したい)ので、事前調査を申し込みます。

接続(変更)の概要	
協議事項に関する具体的内容	
接続(変更)希望時期	
連絡先 (担当者氏名、電話番号、メールアドレス)	

協議事項に関する具体的内容

1. 接続箇所										
(1) 接続形態			☐	直接接続		☐	間接接続(他通信事業者経由接続)			
接続希望形態に○印を記入										
(2) 接続約款記載の接続箇所(直接接続の場合のみ)										
接続約款第 4 条(標準的な接続箇所)表中第 欄とする。										
2. 電気通信設備の分界点(直接接続の場合のみ)										
相互接続点設置希望地域										
3. 接続対象地域等										
(1) 弊社接続対象地域										
(2) 相互接続点ごとの接続対象地域等 (ソフトバンク着信時)			発信地域		ソフトバンクとの相互接続点(ZA 名)		接続対象			
(3) 相互接続点ごとの接続対象地域等(ソフトバンク発信時) (ソフトバンク料金設定権呼は無記入)			発信地域		ソフトバンクとの相互接続点(ZA 名)		接続対象			
4. 接続の技術的条件 (物理的、電気的、論理的条件)										
新たな技術的条件の有無			☐	有	☐	無	該当条件に○印を記入			
接続約款記載の技術的条件での接続の場合			接続約款第 11 章技術的条件 技術的条件集第 2 章形態別技術的条件第 節形態のとおりとする。							
			ISUP 信号設定値							
			信号速度			4.8kb/s		48kb/s		
			回線留保	優先発ユーザ留保回線制御機能		有		無		
				両方向留保回線制御機能		有		無		
			該当条件に○印を記入							
接続約款記載の技術的条件以外での接続の場合										

5. 電気通信設備の建設に係る事項			
相互接続点ごとのトラフィック 需要予測		別紙 1 予測トラフィック値のとおり	
接続希望品目に○印を記入			
6. 接続端末種別			
	通話モード		
	64kb/s デジタル通信モード		
	SMS モード		
	パケット通信モード		
	5G(NSA 方式)パケット通信モード		
接続希望端末に○印を記入			
7. 接続形態			
別紙 2 接続形態のとおり。			
8. 課金条件(利用者料金設定事業者と利用者料金請求事業者が異なる場合のみ)			
課 金 方 式	弊社発信時		柔軟課金方式
			テーブル課金方式
	ソフトバンク発信時		柔軟課金方式
			テーブル課金方式
	課金体系 (ソフトバンクが利用者料金請求 事業者となる場合のみ)		距離区分
			時間帯区分
			端末区分
			その他 ()
希望課金条件に○印を記入			
9. MNP に係わる接続機能			
	MNP 転送機能		
	MNP リダイレクション機能		
接続希望機能に○印を記入			

10. 番号方式(技術的条件集第 1 章第 1 条の分類を記載すること)				
	分類	弊社使用番号帯	最大桁数 (国際系番号、 サービス系番号の 場合のみ)	弊社使用網間試験番号
11. 弊社事業者識別コード				
12. 弊社網使用料 (ソフトバンクが利用者料金 (役務区間合算料金) 設定事業者となる場合)				
13. 精算タイミング(ソフトバンクとの精算が発生する場合)				
		毎月		
		その他		
14. 契約者情報の提供方法(接続約款第 97 条に基づくもの)				
		契約者情報照会(FAX)		
		異動情報		
希望情報に○印を記入				
15. その他				

様式第 1 別紙 1

弊社_____トラヒック予測値

① : 通話モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁時呼量 単位:アーラン(erl)			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値
平均保留時間(不完了呼を含む) 単位:秒				

② : 64kbit/s デジタル通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁時呼量 単位:アーラン(erl)			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値
平均保留時間(不完了呼を含む) 単位:秒				

③ : 移動体事業者間 SMS 接続

ソフトバンクとの 相互接続点名	最繁時トラヒック 単位:SMS/Hour			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値
平均保留時間(不完了呼を含む) 単位:秒				

④： パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位:Mbit/s			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測 単位:回線			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

⑤: 5G(NSA 方式)パケット通信モード

ソフトバンクとの 相互接続点名	相互接続点において必要となる接続回線帯域幅 単位:Mbit/s			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	最大同時接続数			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

ソフトバンクとの 相互接続点名	契約数予測 単位:回線			
	接続開始時	S 年度末値	S+1 年度末値	S+2 年度末値

接続形態

①ソフトバンクが料金設定を行う接続形態

	接続形態 No	第 1 表					
		発信事業者	経由事業者				着信事業者
		発信	経由 1	経由 2	・・・	経由 n	着信
1							
2							
3							
4							

	第 2 表	第 3 表	第 5 表					第 6 表
	利用者料金 設定事業者	利用者料金 請求事業者	網使用料 設定事業者					事業者間精算
			区間 1	設定者	・・・	区間 n	設定者	
1								
2								
3								
4								

②ソフトバンク以外が料金設定を行う接続形態

	接続形態 No	第 1 表		
		発信事業者	経由事業者	着信事業者
		発信	経由	着信
1				
2				
3				
4				

	第 2 表	第 3 表	第 4 表
	利用者料金設定事業者	利用者料金請求事業者	網使用料支払事業者
1			
2			
3			
4			

注 1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

2 接続に係るネットワークの概要を示す図(様式任意)を添付すること。

事前調査申込書受付確認書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました事前調査申込みは、当社にて 年 月 日に受け付けましたので、
連絡いたします。

事前調査申込回答書

号
年 月 日

殿

年 月 日付け 号で事前調査申込みのあった件について、下記のとおり回答しますので、宜しくお取り計らい願います。

なお 1 ヶ月以内に本件に係る接続申込みがない場合は、事前調査の回答は効力を失うものとします。

記

接続の可否及びその理由	
協議事項に関する具体的内容	
接続可能時期(接続約款第 11 条第 5 項に該当するときは、その理由を含む)	
費用負担の有無 (概算額及び内訳)	

様式第 4(第 13 条第 1 項関係)

接続申込書

号
年 月 日

殿

郵便番号

(ふりがな)
住 所

(ふりがな)
氏 名 (法人にあつては、
名称及び代表者の氏名)

弊社事前調査申込書(年 月 日付け 号)に対する貴社事前調査申込回答書(年 月 日付 号)
につきまして、貴社の電気通信事業法第 34 条第 2 項に基づく第 2 種指定電気通信設備に係る接続約款に基づき、回答
書の内容で接続を申し込みます。

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 5(第 14 条第 1 項関係)

接続申込取止め申込書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け

号で申し込んだ接続申込みにつきまして、下記のとおり取止めを申し込みます。

記

取止める内容

以上

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

接続申込取止め申込承諾書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続申込取止め申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

様式第 7(第 15 条第 1 項関係)

接続申込承諾書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け

号でいただきました接続申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

接続用設備建設申込書

号

年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け

号で行った接続申込みに関し、接続用設備の建設を下記により申し込みます。

記

申込内容

別紙のとおり

以上

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

様式第 9(第 20 条第 1 項関係)

接続用設備建設変更申込書

号

年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け

号で申し込んだ接続用設備建設申込みにつきまして、下記のとおり変更を申し込みます。

記

変更内容

旧	新

以上

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

接続用設備建設変更申込承諾書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用設備建設変更申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

接続用設備建設中止申込書

号

年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け

号で申し込んだ接続用設備建設申込みにつきまして、下記のとおり中止を申し込みます。

記

中止する内容

以上

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

接続用設備建設中止申込承諾書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用設備建設中止申込につきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

完成通知書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました(接続用設備建設申込み・接続用ソフトウェア開発申込み)につきまして、接続用設備が完成いたしましたので通知します。

完成した設備の内容

接続用ソフトウェア開発申込書

号

年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け

号で行った接続申込みに関し、接続用ソフトウェアの開発を下記により申し込みます。

記

申込内容

別紙のとおり

以上

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

接続用ソフトウェア開発中止申込書

号

年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

年 月 日付け 号で申し込んだ接続用ソフトウェア開発申込みにつきまして、下記のとおり中止を申し込み
ます。

記

中止する内容

以上

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

接続用ソフトウェア開発中止申込承諾書

号

年 月 日

殿

年 月 日付け 号でいただきました接続用ソフトウェア開発中止申込みにつきまして、その申込みを承諾いたします。

備考	
----	--

対象設備の利用中止申込書

号

年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

接続約款第 31 条(協定事業者の申込みによる対象設備の利用中止等)の規定により、対象設備の利用中止を申し込みます。

記

変更内容

利用中止する対象設備の内容		記事
利用中止を希望する対象設備又は機能等	利用中止希望日	

以上

注1 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

注2 対象設備の更改を申込み場合には、当該設備を新たに設置若しくは改修又は開発するための申込みを併せて行うこと。

工事申込書

号

年 月 日

殿

所属(法人名等)

氏名

接続約款第 34 条(その他の工事の請求)の規定により、その他の工事の実施を申し込みます。

記

申込内容

1.工事概要	
2.具体的な工事の内容	

以上

注 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とすること。

附則

附 則(平成 25 年 3 月 21 日 MRI1303180543)

(実施期日)

この約款は、平成 25 年 3 月 28 日から実施します。

附 則(平成 25 年 6 月 7 日 MRI1306050352)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 6 月 14 日から実施します。

附 則(平成 25 年 9 月 30 日 MRI1309180065)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 9 月 30 日から実施します。

附 則(平成 25 年 10 月 24 日 MRI1310150398)

(実施期日)

この改正規定は、平成 25 年 10 月 24 日から実施します。

附 則(平成 26 年 2 月 21 日 MRI1402200329)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 2 月 28 日から実施します。

附 則(平成 26 年 3 月 24 日 MRI1403190210)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(平成 26 年 9 月 24 日 MRI1409190439)

(実施期日)

この改正規定は、平成 26 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 3 月 24 日 MRI1503230652)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 3 月 31 日から実施します。ただし、この改正規定のうち、当社網(Y)に係る規定については、平成 27 年 4 月 1 日から適用します。

附 則(平成 27 年 4 月 10 日 MKS1504080000160001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 17 日から実施します。

附 則(平成 27 年 4 月 21 日 MKS1504170000310001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 4 月 28 日から実施します。

附 則(平成 27 年 6 月 24 日 MKS1506170000250001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(平成 27 年 10 月 28 日 MKS1510210000980001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 27 年 11 月 4 日から実施します。

附 則(平成 28 年 3 月 24 日 MKS1603150002460001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 3 月 31 日から実施します。

附 則(平成 28 年 7 月 25 日 MRI1607210288)

(実施期日)

1 この改正規定は、平成 28 年 8 月 1 日から実施します。

(接続料金の適用に関する経過措置)

2 この改正規定にかかわらず、当社は、料金表第 1 表(接続料金)に規定する接続料金については、第 75 条(接続料金の遡及適用)の規定にかかわらず、変更後の料金額の遡及適用を行わないものとします。

附 則(平成 28 年 8 月 24 日 MKS1608230000170001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 28 年 8 月 31 日から実施します。

附 則(平成 29 年 2 月 6 日 MKS1702020002100001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 2 月 13 日から実施します。

附 則(平成 29 年 3 月 24 日 MKS1703220007150001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 3 月 31 日から実施します。

附 則(平成 29 年 7 月 25 日 MKS1707190003010001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 8 月 1 日から実施します。

附 則(平成 29 年 12 月 21 日 MKS1712180008220001)

(実施期日)

この改正規定は、平成 29 年 12 月 28 日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、第 97 条の 3 に規定する、原価に利潤を加えたものに対する原価の比率に関する

情報の提供については、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第6欄に規定する料金額は、原価算定期間が平成28年4月1日以降のものから、料金表第4表(その他の費用)第1に規定する費用の額は、平成30年4月1日以降に適用するものから実施します。また、原価、利潤及び需要の対前年度比に関する情報の提供については、料金表第1表(接続料金)第1(網使用料)2(料金額)第6欄に規定する料金額は、原価算定期間が平成29年4月1日以降のものから、料金表第4表(その他の費用)第1に規定する費用の額は、平成31年4月1日以降に適用するものから実施します。

附 則(平成30年1月25日 MKS1801220001230001)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年2月1日から実施します。

附 則(平成30年3月23日 MKS1803220010910001)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年3月30日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第4表(その他の費用)に規定する料金額は、平成30年4月1日から実施します。

附 則(平成30年10月2日 MKS1809270003850001)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年10月9日から実施します。

附 則(平成30年11月8日 MKS1811050001110001)

(実施期日)

この改正規定は、平成30年11月15日から実施します。

附 則(平成31年1月24日 MKS1901150006280001)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年2月1日から実施します。

附 則(平成31年3月20日 MKS1903200007500001)

(実施期日)

この改正規定は、平成31年3月29日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第4表(その他の費用)に規定する料金額は、平成31年4月1日から実施します。

附 則(令和元年5月15日 MKS1905130006370001)

(実施期日)

1. この改正規定は、令和元年5月22日から実施します。

(相互接続協定に係る経過措置)

2. この改正規定実施前に、電気通信番号規則(令和元年総務省令第4号。以下「新番号規則」という。)の規定により廃止された電気通信番号規則(平成9年郵政省令第82号。以下「旧番号規則」という。)の規定を参照した用語の

定義を用いて締結している協定は、当該協定を変更するまでの間、旧番号規則の規定を参照した用語の定義をそれに対応する新番号規則の規定を参照した用語の定義に読み替えるものとします。

附 則(令和元年 6 月 24 日 MKS1906210006750001)

(実施期日)

この改正規定は、令和元年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 3 月 24 日 MKS2003160010680001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 3 月 31 日から実施します。ただし、この改正規定のうち、並びに料金表第 1 表(接続料金)第 1(網使用料)及び第 2(網改造料)、第 2 表(工事費)以外の規定については、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 5 月 29 日 MKS2005290001080001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 6 月 8 日から実施します。

附 則(令和 2 年 8 月 24 日 MKS2008240001470001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 2 年 9 月 1 日から実施します。

附 則(令和 2 年 12 月 23 日 MKS2012210007730001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 1 月 4 日から実施します。

附 則(令和 3 年 2 月 16 日 MKS2102110000160001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(令和 3 年 2 月 16 日 MKS2102110000160001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 2 月 24 日から実施します。

附 則(令和 3 年 2 月 26 日 MKS2102240001510001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 3 月 31 日から実施します。

附 則(令和 3 年 3 月 23 日 MKS2103230001710001)

(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 3 月 31 日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第 2 表(工事費)及び第 4 表(その他の費用)の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から

実施します。

附 則(令和 3 年 6 月 23 日 MKS2106230004750001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 9 月 22 日 MKS2109210008080001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 3 年 10 月 1 日から実施します。

附 則(令和 3 年 12 月 24 日 MKS2112230006250001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 1 月 4 日から実施します。

附 則(令和 4 年 2 月 28 日 MKS2202250007880001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 3 月 7 日から実施します。

附 則(令和 4 年 3 月 23 日 MKS2203230006420001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 3 月 31 日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第 2 表(工事費)及び第 4 表(その他の費用)の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 6 月 23 日 MKS2206230000810001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 4 年 7 月 1 日から実施します。

附 則(令和 4 年 12 月 23 日 MKS2212210008860001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 1 月 4 日から実施します。

附 則(令和 5 年 2 月 27 日 MKS2302270002190001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 3 月 7 日から実施します。

附 則(令和 5 年 3 月 23 日 MKS2303220008370001)
(実施期日)

この改正規定は、令和 5 年 3 月 31 日から実施します。

ただし、この改正規定のうち、料金表第 2 表(工事費)及び第 4 表(その他の費用)の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から実施します。